

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

論題 Title	遺言制度の改正の動向—電子遺言を中心に—
他言語論題 Title in other language	Trends in Reforming the Will System: Focusing on Digital Wills
著者 / 所属 Author(s)	石原 隆史 (ISHIHARA Takashi) / 国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員 行政法務調査室主任
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	905
刊行日 Issue Date	2026-5-20
ページ Pages	1-30
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	全文の自筆記載を要する自筆証書遺言は、デジタル技術の進展により、現在、政府において見直しが図られている。本稿では、その検討状況を踏まえ、遺言制度の現状、課題等について検討する。

\* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

\* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

# 遺言制度の改正の動向

## —電子遺言を中心に—

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
専門調査員 行政法務調査室主任 石原 隆史

### 目 次

はじめに

#### I 相続の根拠と遺言の位置付け

- 1 相続の根拠
- 2 遺言の位置付け

#### II 現行の遺言の方式

- 1 遺言の要式性の趣旨
- 2 普通方式の遺言
- 3 特別方式の遺言
- 4 要式性の緩和とその限界
- 5 遺言に関する最近の改正

#### III 遺言の現状

#### IV 今回の遺言制度の見直しの背景・経緯

- 1 遺言制度を取り巻く社会情勢
- 2 政府内の検討の経緯

#### V 自筆証書遺言の電子化—電子遺言—

- 1 「中間試案」の内容
- 2 現行の自筆証書遺言・公正証書遺言と中間試案の各案の負担・リスクの比較
- 3 諸外国の電子遺言と中間試案の各案との比較
- 4 要綱案の内容

#### VI 自筆証書遺言・秘密証書遺言の押印要件の見直し

#### VII 特別方式遺言の見直し

- 1 作成場面
- 2 作成方式

おわりに

キーワード：遺言制度、相続、デジタル化、電子遺言

## 要 旨

- ① 相続の根拠については、意思説、清算説、扶養説、取引安全説、公益説、血の代償説などがあり、相続の原則を遺言とするか、法定相続とするかという論点にも関連している。ただ、現在は、相続制度を単一の原理で説明しようとすることは不可能として、多元論が主張されている。

我が国の相続法においては、相続人が複数の場合に遺言があれば基本的に遺言に従って遺産が分割されるなど、遺言が重要な意味を有する。

- ② 我が国の相続法においては、全文（財産目録を除く。）を自筆で記載することを要する自筆証書遺言などの普通方式遺言と死亡危急時等に認められる特別方式遺言が認められている。

遺言は、その真意性・真正性を確保するため、厳格な要式に従うことを必要とする（要式性）。しかし、その確保のために方式を厳格にすれば遺言の自由を脅かす可能性が生ずるため、両者の調整が問題となる。この点、判例において一定範囲で方式の緩和も認められていることに加え、最近の法改正においても、幾つかの方式の緩和が認められてきているとともに、自筆証書遺言の保管制度も整備されている。

- ③ 遺言の現状としては、令和6（2024）年に発効した遺言の数は、自筆証書遺言と公正証書遺言が数万～十数万件程度、秘密証書遺言及び死亡危急時遺言が50～200件程度、その他の特別方式遺言が極めて僅少と見込まれる。

- ④ 遺言制度の見直しは、規制改革推進会議において社会のデジタル化の基盤整備に関する規制改革事項の一つに挙げられたことを踏まえて、法制審議会の民法（遺言関係）部会において検討され、自筆に代わって、電磁的記録や印刷文書を遺言書と認めるための真意性・真正性確保措置（証人及び録音・録画、保管制度等）が論点となった。パブリックコメントを経て、要綱案では、保管制度により電磁的記録や印刷文書の真意性・真正性を確保することとされた（保管証書遺言）。中間試案の各案の得失について負担（自書、押印、費用等）とリスク（方式不備無効、偽造・変造等）の両面から検討するとともに、真意性・真正性確保措置について諸外国とも比較しつつ検討する。

また、今回の見直しにおいては、押印要件を不要とする、特別方式遺言のうち危急時遺言において録音・録画をした場合に必要な証人の人数が少なくてよいこととする等の見直しもなされているところである。

## はじめに

遺言は、遺言者が生前になした相手方のない単独の意思表示について、遺言者の死後に効力を認め、その実現を確保するための制度であり、多くの社会で古くから認められてきた<sup>(1)</sup>。

一方、近年のデジタル技術の進展により、全文の自筆記載を要する自筆証書遺言については、法制審議会において要綱案が採択され、法務大臣に答申がなされるなど、政府において見直しを図られ、令和 8（2026）年 4 月 3 日に「民法等の一部を改正する法律案」（第 221 回国会閣法第 43 号）として提出されている<sup>(2)</sup>。

そこで、相続の根拠と遺言の位置付けにさかのぼり、現行の遺言の方式を概観した後、現状や見直しの背景・経緯を踏まえて、電子遺言、押印要件など今回の遺言制度の見直しについて検討する。

## I 相続の根拠と遺言の位置付け

### 1 相続の根拠

相続とは、人の死亡によってその財産上の権利義務を他の者が包括的に承継することをいう<sup>(3)</sup>。相続の根拠については、まず被相続人の意思に相続の根拠を求める「意思説」があり、この説によれば、遺言相続が相続の本来の在り方であり、法定相続はそれを補完する制度とされる（遺言相続原則論）。こうした考え方を突き詰めると、「対価相続」の考え方（対価的相続観）<sup>(4)</sup>に至るとされる<sup>(5)</sup>。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和 8（2026）年 4 月 15 日である。引用した文章では、新字体、新仮名遣いを用いた。

- (1) 中川善之助・加藤永一編『注釈民法 28（相続 3）新版 補訂版』有斐閣, 2002, p.2.（加藤永一執筆部分）
- (2) 「法制審議会第 204 回会議（令和 8 年 2 月 12 日開催）」法務省ウェブサイト <[https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500044\\_00013.html](https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500044_00013.html)>; 「閣法 第 221 回国会 43 民法等の一部を改正する法律案」衆議院ウェブサイト <[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_gian.nsf/html/gian/keika/1DE2576.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DE2576.htm)>
- (3) 法令用語研究会編『有斐閣法律用語辞典 第 5 版』有斐閣, 2020, p.719; 高橋和之ほか編『法律学小辞典 第 6 版』有斐閣, 2025, p.844.
- (4) 「被相続人が、将来における自己または配偶者の扶養・介護をおこなう者を求めて、その意思により、遺言を書いたり、生前贈与をしたりするものであると捉え、このことを積極的に評価する考え方」とされる（潮見佳男『詳解相続法 第 2 版』弘文堂, 2022, p.3.）。なお、「1980 年代に入ってから遺言の数が増えている … その理由として、… 相続に対する考え方が変わったことが挙げられる。すなわち、それまでは法定相続のルールによるのが原則であると考えられ、また相続は遺族の生活保障を目的とすると考えられていたのに対して、そのころから、遺言によって死後の財産関係を自由に規律できるという考え方が強くなり、また、相続の目的については、むしろ被相続人の意思の実現が重視されるようになったと言われる。言い方を換えると、被相続人は自分の財産（遺産）を自由に処分することができる。この遺産処分の自由（遺言の自由）を行使することによって、被相続人は生前に将来の相続人（あるいは特定の第三者）から様々な給付やサービスを引き出すことできる」として対価的相続観を導く指摘もある（大村敦志『新・家族法—たそがれ時の民法学—』有斐閣, 2025, pp.393-394.）。他方、「意思能力はあっても判断能力が低下した高齢者にも遺言能力があるとされている。そのため、「面倒をみた」はずの子にではなく、死者の「遺言」と称する文書を手にした他の者に握られてしまう事態が、容易に作り出される」とする指摘（伊藤昌司『相続法』有斐閣, 2002, p.9.）や、「対価相続の考え方は、さらに突き詰めると被相続人の意思との連結から解き放たれ、複数の子がいる場合の親の遺産の承継に関して、「親の面倒をみた子（親の扶養をした子）」が親の遺産を承継すべきであるとの考え方へと展開するとして法定相続制原則論との親和性を指摘する見解（潮見 同, p.3.）もある。
- (5) 潮見佳男編『新注釈民法 19（相続 1）第 2 版』有斐閣, 2023, p.3.（吉田克己執筆部分）; 川島武宜『民法 3 改訂増補』有斐閣, 1955, p.118; 潮見 同上, p.3.「戦後家族法学の主流は、個人主義的・近代的相続法の根幹にあるものとして遺言自由の原則を位置づけ、法定相続制度は、遺言がない場合の補充的制度（もしくは被相続人の意思を推定した規律）であるとの理解をしてきた」とされる（潮見 同, pp.2-3.）。

遺言相続原則論に対して、遺言の自由こそが法定相続制度を修正するための例外的規律として捉えられるという法定相続制原則論がある<sup>(6)</sup>。そして、法定相続制原則論に親しむものとして、被相続人の意思とは独立した幾つかの客観的要素に相続の根拠を求める見解がある<sup>(7)</sup>。具体的には、もともと相続人に属していた潜在的持分の実現とする「清算説」、遺族の生活保障すなわち扶養の実践とする「扶養説」、取引社会が要請する法律関係安定の確保とする「取引安全説」<sup>(8)</sup>、所有権の確立は相続制度と相まってますますその効力を発揮するとして、社会主義的な相続否定論に対して、遺産が死後子孫近親に移転することができず無主物になるのであれば誰が生前身を苦しめ、心を労する者があるかということから、相続制度が「一国の富」と「民人の幸福」を増進し、国家経済上大きな関係があるとする「公益説」<sup>(9)</sup>などである<sup>(10)</sup>。また、全ての相続人について合理的な説明をすることは不可能であり、結局は、そこに血縁があるからだという「血の代償説」<sup>(11)</sup>の非合理的な説明が残らざるをえない<sup>(12)</sup>とするものもある。

そして、昭和59(1984)年の文献においては、相続権の根拠を①清算説、②扶養説及び③取引安全説の三つで説明する多元論<sup>(13)</sup>が現行民法下での通説とされた<sup>(14)</sup>。平成14(2002)年の文献においては「わが国の現時の通説は扶養説と意思説の折衷論的二元論である」とされている<sup>(15)</sup>。近年でも「相続制度を単一の原理で説明しようとすることは不可能」<sup>(16)</sup>とされており、相続の根拠については、相続人の類型ごとに説明されたり(子・直系尊属・兄弟姉妹の血族相続権については血の代償説、配偶者相続権については清算説)、財産の社会的機能に対応して説明される(財産の個人的要素として意思説、家族的要素として清算説、社会的要素として取引安全説)が、「統一的に説明しようとするれば、財産の無主物化の回避という極めて法論理的な根拠となる」とするもの<sup>(17)</sup>もある。

(6) 潮見 同上

(7) 潮見編 前掲注(5), p.3. (吉田克己執筆部分)

(8) 近時の学説にも、「本稿は取引安全説に最も近く、相続法の主目的は、取引安全のために遺産管理機構を設置することにあると見ている」とするものがある(大久保邦彦「相続の根拠」『阪大法学』74巻5号, 2025.1, p.1226. <[https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/100307/hh074\\_5\\_023.pdf](https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/100307/hh074_5_023.pdf)>).

(9) 柳川勝二『日本相続法註釈 上巻』巖松堂書店, 1918, pp.1-3. ただ、相続の根拠として、意思説を「相続の主観的基礎として観察するときは極めて相当」とする(同, pp.73-80, 89.)。

(10) 各説の内容は基本的に潮見編 前掲注(5), p.3. (吉田克己執筆部分)に、ネーミングは大久保 前掲注(8), pp.1216-1219によった。

(11) 「血が親から子孫へと流れて行くように、財産もまた、血縁者に伝わっていく、と考えるもっとも素朴な考え方」(鈴木禄弥『相続法講義 改訂版』創文社, 1996, p.342.)

(12) 同上, p.346.

(13) 中川善之助・泉久雄『法律学全集 24(相続法)第4版』有斐閣, 2000, pp.9-14. なお、多元論にはバリエーションがあり、例えば、相続の根拠について「中心に「生活の保障」と「協力関係」が重なりあうようになって存在し、周縁に「血による連続」や「愛情」等といったものが存在する」とする見解もある(遠藤浩「相続の根拠をめぐる一相続争いを中心として」『私法』17号, 1957.4, pp.88-90. <[https://www.jstage.jst.go.jp/article/shiho1949/1957/17/1957\\_17\\_88/\\_article/-char/ja/](https://www.jstage.jst.go.jp/article/shiho1949/1957/17/1957_17_88/_article/-char/ja/)>). ただ、中川説と「ニュアンスの差はあるにせよ、基本的には同じ考え方であるといえよう」とされる(伊藤昌司「相続の根拠」星野英一ほか編『民法講座 第7巻(親族・相続)』有斐閣, 1984, p.358. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/12018029>>).

(14) 伊藤 同上

(15) 伊藤 前掲注(4), p.14.

(16) 窪田充見「相続という制度」『法律時報』89巻11号, 2017.10, p.15.

(17) 二宮周平『家族法 第6版』新世社, 2024, p.318. なお、「無主物化の回避」については、思考実験として、「相続制度を否定した場合における積極財産の行方として現実に問題になるのは、(1)無主物になるか、(2)(地方自治体を含む)国家に帰属するか、であろう」とした上で、「無主物先占をめぐる争奪紛争は、法的安定性の下位原則たる法的平和の観点から否定すべきであり、国家帰属もロシア革命後のロシアの経験から「その実施は現実的に不可能であり、合目的性の観点から否定される」とされる(大久保 前掲注(8), pp.1219-1223.)。その他、相続の本質に関して無主物化の回避を指摘するものは、かなり以前から近年までである(稲子恒夫・稲子宣子「相

ただ、「現在の相続の根拠論には、一定の価値的な指導原理を提示するというよりも、現実の相続制度の存在根拠を説明しそれを正当化するという性格が強い」<sup>(18)</sup>とされる。

## 2 遺言の位置付け

民法（明治29年法律第89号）その他の法律は、遺言の明確性を確保するとともに、後日の紛争を予防するため、表1のように遺言することができる事項を限定している<sup>(19)</sup>。

表1 遺言することができる事項

- |  |
|--|
| ① 認知（民法第781条第2項）   |
| ② 未成年後見人・未成年後見監督人の指定（同法第839条・第848条）                            |
| ③ 相続人の廃除や廃除の取消し（同法第893条・第894条）                                 |
| ④ 祭祀に関する権利承継者の指定（同法第897条第1項）                                   |
| ⑤ 相続分の指定や指定委託（同法第902条）   |
| ⑥ 特別受益の持戻しの免除（同法第903条）   |
| ⑦ 遺産分割方法の指定や指定委託（同法第908条）                                      |
| ⑧ 相続開始から5年を超えない期間での遺産分割の禁止（同法第908条）                            |
| ⑨ 相続人相互間での担保責任の分担（同法第914条）                                     |
| ⑩ 相続財産の全部又は一部を処分すること（遺贈。同法第964条）                               |
| ⑪ 遺言執行者の指定や指定委託（同法第1006条）                                      |
| ⑫ 一般財団法人の設立（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第152条第2項）         |
| ⑬ 一般財団法人への財産の拠出（同法第164条第2項）                                    |
| ⑭ 遺言による信託の設定（遺言信託。信託法（平成18年法律第108号）第2条第2項第2号・第3条第2号・第4条第2項）    |
| ⑮ 生命保険及び障害疾病定額保険における、遺言による保険金受取人の変更（保険法（平成20年法律第56号）第44条・第73条） |

（出典）潮見佳男『詳解相続法 第2版』弘文堂，2022，pp.469-470.

なかでも、我が国の相続法は、法定相続分（民法第900条）を定めつつも、その規定にかかわらず、遺言で、共同相続人の相続分を定めたり（同法第902条）、相続財産を処分（遺贈）することができる（同法第964条）。その点では、法定相続が遺言に劣後する。ただ、遺留分権利者である相続人には遺留分についての利益を確保することが認められている（同法第1046条）<sup>(20)</sup>。

続と生活保障—社会主義法との比較のもとに—』『民商法雑誌』40巻6号，1959.9，p.8. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/3565033>>; 沼正也「近代的相続の本質と機能」『中央大学八十周年記念論文集 法学部』中央大学，1965，p.695. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/2932259/1/344>>; 潮見 前掲注(4)，p.4.

(18) 潮見編 前掲注(5)，p.3.（吉田克己執筆部分）

(19) 潮見 前掲注(4)，p.469.

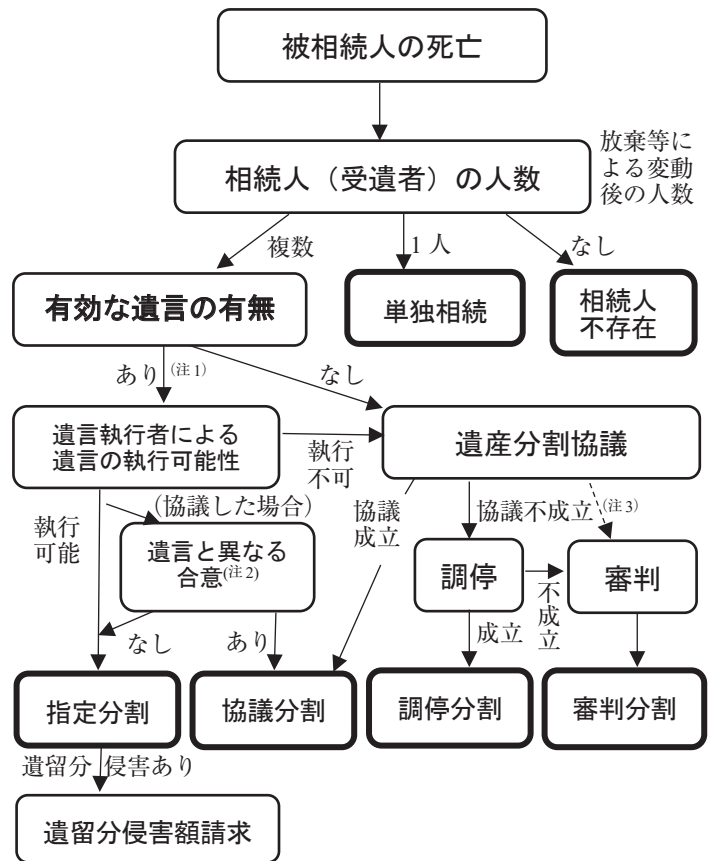
(20) 窪田充見『家族法—民法を学ぶ— 第4版』有斐閣，2019，p.355.

相続手続をフローチャートで表すと図のようになる。すなわち、相続人(受遺者を含む。)が複数の場合、まず有効な遺言の有無が問題となり、有効な遺言があり、それが遺言執行者<sup>(21)</sup>により執行可能であれば<sup>(22)</sup>、基本的に遺言に従って遺産が分割される。ただ、共同相続人は、いつでも、その協議で、遺産の全部又は一部の分割をすることができる(民法第907条第1項)。遺言による遺産分割方法の指定があっても、共同相続人の協議<sup>(23)</sup>によって指定と異なる分割をすることは可能であるとされる<sup>(24)</sup>。

他方、有効で執行可能な遺言がなければ、遺産分割協議に付され、協議が成立すれば合意による分割、協議が成立しない場合には遺産分割調停、遺産分割審判に付され<sup>(25)</sup>、遺産が分割される。

なお、遺留分侵害がある場合は、遺留分侵害額請求(同法第1046条)をすることができるが、これは、従来の遺留分減殺請求が遺産そのものの共有を生じさせるものであったのに対して、令和元年改正により金銭請求とさ

図 相続手続のフローチャート



(注1) 遺産の一部についてのみ遺言がある場合は、残りの遺産が遺産分割対象遺産となるので、遺産分割協議に進む。  
 (注2) 有効・執行可能な遺言がある場合でも、相続人・受遺者全員の合意等があれば遺言と異なる遺産分割が可能。  
 (注3) 調停・審判ともに申立て可能であるが、運用上の調停前置とされる。  
 (出典) 「<相続手続フローチャート>」 神奈川県司法書士会ウェブサイト <<https://www.shiho.or.jp/wp-content/uploads/2025/01/7d28b73ba2c96bb92d67e49b48fbaad9-2.pdf>> 等を基に筆者作成。

(21) 「遺言の内容を実現するために一定の行為を必要とする場合(例えば、遺贈、認知、相続人の廃除など)、それを行うために特に選任された者」(法令用語研究会編 前掲注(3), p.16.)  
 (22) 民法で定められている遺言には、遺贈、相続分の定め、遺産分割方法の定め、特定財産承継遺言などがあり、その解釈により遺言の執行が可能の場合と、協議・遺産分割手続が必要な場合がある。遺言執行者による執行が可能か、協議等が必要かは、具体的には下記のように振り分けられている(片岡武・管野真一編著『家庭裁判所における遺産分割・遺留分の実務 第4版』日本加除出版, 2021, pp.71, 484-485.)。

	遺言執行者による執行可能	協議等が必要
遺贈	・特定遺贈 ・全部包括遺贈	・割合的包括遺贈
相続分の指定	・全部包括して承継させる遺言	・割合的承継させる遺言
遺産分割方法の指定	・相続分の指定を伴う遺産分割方法の指定(特定財産承継遺言)のうち特定財産	・通常の分割方法指定 ・相続分の指定を伴う遺産分割方法の指定(特定財産承継遺言)のうち特定財産以外の財産

(23) 共同相続人全員の合意に加えて、遺贈がある場合は受遺者の合意も必要とされる。なお、遺言執行者が指定されている場合は遺言執行者の同意が必要かについては、裁判例が分かれている(二宮 前掲注(17), p.473.)。  
 (24) 潮見 前掲注(4), pp.346-347, 355; 中川・泉 前掲注(13), pp.306-307; 二宮 同上, p.418; さいたま地方裁判所平成14年2月7日判決。裁判所ウェブサイト <<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-6127.pdf>>  
 (25) 遺産分割事件は、当事者の合意による自主的かつ円満な解決に親しむから、家事審判事件が継続したとしても、

れ、遺産そのものの分割には影響しないものとされている<sup>(26)</sup>。

## II 現行の遺言の方式

民法上、「遺言は、この法律に定める方式に従わなければ、することができない」(民法第960条)とされ(遺言の要式性)、普通方式として自筆証書遺言(同法第968条)、公正証書遺言(同法第969条)及び秘密証書遺言(同法第970条)、特別方式として危急時遺言及び隔絶地遺言が認められている<sup>(27)</sup>。隔絶地遺言には一般隔絶地遺言(第977条)及び在船者遺言(第978条)、危急時遺言には死亡危急時遺言(第976条)及び船舶遭難者遺言(第979条)がある。

### 1 遺言の要式性の趣旨

遺言の要式性の趣旨は、「無方式の遺言を認めると、遺言者の意思を確認することが非常にむずかしくなるばかりでなく、遺言の偽造や変造などを誘発するおそれがある。これを避けるために、かなり厳格な方式が要求されているのである」<sup>(28)</sup>、「遺言は、表意者が死亡してはじめて効力が生じるところ…、死亡の時点では表意者は存在しない。この段階で生前にされた表意者の意思表示が真意に出たものであることを確認できるように、遺言の成立要件は厳格でなければならない。そこで、遺言による意思表示には、成立要件として一定の方式が要求される」<sup>(29)</sup>などとされる。

そして、「方式はもともと遺言者の真意を確保するためのものである。しかし、真意確保のために方式を厳格にすれば遺言自由を脅かす可能性が生ずるし、遺言自由のために方式を緩慢にすれば、真意確保を危うくする危険が生じ、両者の調節はなかなか容易ではない」と指摘されている<sup>(30)</sup>。

### 2 普通方式の遺言

普通方式の遺言とは、「死亡が危急に迫っているなどの特別の事情が存在しない、通常の状態で作成できる遺言」<sup>(31)</sup>をいい、遺言者自らが遺言内容を自書して作成する遺言<sup>(32)</sup>である自筆証書遺言、遺言内容を遺言者が公証人に口授し、公証人によって電磁的記録又は書面の作成を

裁判所は、いつでも、職権で家事調停に付することができる(家事事件手続法(平成23年法律第52号)第274条第1項)。実務においては、調停手続になじまないことが明らかな場合を除き、職権で調停に付している(片岡・管野編著 前掲注(2), p.8.)。

<sup>(26)</sup> 法務省「相続に関するルールが大きく変わります」p.7. <<https://www.moj.go.jp/content/001285382.pdf>>

<sup>(27)</sup> 民法「第5編 相続」、「第7章 遺言」、「第2節 遺言の方式」、「第2款 特別の方式」の中に、第984条(外国に在る日本人の遺言の方式)として領事方式の遺言が定められているが、「前条までの特別方式による遺言とは異なるので(いわゆる領事方式)、体系上、本款の中に規定することはやや疑問である」とされる(中川・加藤編 前掲注(1), p.182.(宮井忠夫・國府剛執筆部分))。本稿でも、同条は普通方式の中で触れる。

<sup>(28)</sup> 同上, p.3.(加藤永一執筆部分)

<sup>(29)</sup> 潮見 前掲注(4), p.466.

<sup>(30)</sup> 中川・加藤編 前掲注(1), p.46.(中川善之助・加藤永一執筆部分)

<sup>(31)</sup> 吉田恒雄・岩志和一郎『親族法・相続法 第6版』尚学社, 2022, p.374. なお、死亡が危急に迫っている等の場合、すなわち特別方式によって遺言をすることができる場合であっても、普通方式遺言を作成することも可能と解されている(東京控訴裁判所昭和8年12月28日判決。中川・加藤編 同上, p.152.(宮井忠夫・國府剛執筆部分))。

<sup>(32)</sup> 吉田・岩志 同上, p.374.

してもらう遺言<sup>(33)</sup>である公正証書遺言及び遺言者がその遺言書を封じ、封じられたままで公証人により公証される方式の遺言<sup>(34)</sup>である秘密証書遺言が認められている（表2）。

表2 現行の普通方式遺言

	自筆証書遺言（民 968）	公正証書遺言（民 969）	秘密証書遺言（民 970）
媒体	自筆証書 (財産目録は自筆不要) <sup>(注1)</sup>	公正証書（電磁的記録（公証36）） <sup>(注2)</sup>	秘密証書
署名・押印	遺言者の署名・押印必要	遺言者、証人の電子サイン必要（公証40⑤） <sup>(注2)</sup> リモート作成可（同③）	遺言者、証人の署名・押印必要 (外国での領事方式（民984） においては押印不要 <sup>(注3)</sup> )
口授	不要	遺言の趣旨の口授必要（通訳可）	遺言の趣旨の口授不要 自己の遺言である旨の申述必要（通訳可）
証人等の立会い	不要	公証人1人、証人2人以上	
録音・録画	不要		
公的機関等による保管	自身で保管 法務局保管可（保管法） <sup>(注4)</sup>	公証人が原本保管 自身で正本・謄本保管	自身で保管
検認	必要（法務局保管なら不要）	不要	必要

（法令名の略称等）「民」…民法、「公証」…公証人法、「保管法」…法務局における遺言書の保管等に関する法律  
数字は条・項・号（アラビア数字は条、丸数字は項、漢数字は号）下線部は、近時の改正があったもの

（注1）民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号）により導入。

（注2）民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第53号）による公証人法の一部改正により導入（令和7（2025）年10月1日施行）。デジタルで公正証書を作成する場合に嘱託人（すなわち遺言者）や証人を含む列席者が講じなければならない署名に代わる措置（公証人法第40条第5項）としては、「器具を使用して列席者の氏名の筆記（当該氏名が電磁的方法により指定公証人の使用に係る電子計算機等の映像面に明瞭に表示されるようにして行うものに限る。）をすること」（公証人法施行規則第27条第1号）、すなわちタッチペンなどによる電子サインが定められている。その場合に、公証人は、電子サインをした上で、日本産業規格所定の電子署名を講ずる（公証人法第40条第4項第1号；公証人法施行規則第6条）。

（注3）デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。デジタル社会形成整備法）により導入。

（注4）法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成30年法律第73号）により導入。

（出典）筆者作成。

### 3 特別方式の遺言

特別方式の遺言としては、「一般社会との交通が、法律上または事実上遮断されていて、証人や立会人などを得ることが難しい場所に在る場合に認められる遺言」<sup>(35)</sup>である隔絶地遺言及び「死亡の危険が危急に迫った状態にある場合に許される特別方式の遺言」<sup>(36)</sup>である危急時遺言が定められており、前者には一般隔絶地遺言（民法第977条）及び在船者遺言（同法第978条）があり、後者には死亡危急時遺言（同法第976条）、船舶遭難者遺言（同法第979条）がある（表3）。

「比較法的にみても、一定範囲の者に、一定の事情がある場合になす遺言については普通方式遺言の要件を緩和している。このような特別方式の遺言は、多くの国において古くから認められている」<sup>(37)</sup>とされる。

33 同上, p.377. 令和5（2023）年の公証人法の一部改正により、原則として「電磁的記録」とされる。

34 同上, p.380.

35 同上, p.382.

36 同上, p.381.

37 中川・加藤編 前掲注(1), p.147. (宮井忠夫・國府剛執筆部分)

表3 現行の特別方式遺言

	隔絶地遺言		危急時遺言	
	一般隔絶地遺言 (民 977)	在船者遺言 (民 978)	死亡危急時遺言 (民 976)	船舶遭難者遺言 (民 979)
遺言者	伝染病のため行政処分によって交通を断たれた場所に在る者 <sup>(注1)</sup>	船舶中に在る者 <sup>(注2)</sup>	死亡の危急に迫った者	遭難した船舶中に在って死亡の危急に迫った者 <sup>(注3)</sup>
媒体	文書		口頭	
方式	遺言書作成(自筆以外可)→署名・押印		口授(通訳可)→筆記→読み聞かせ(通訳可)・閲覧→証人の確認→証人の署名・押印→家裁確認	口授(通訳可)→筆記→証人の署名・押印→家裁確認
署名・押印	遺言者、証人等ともに必要(民 980)		遺言者不要、証人必要	
証人等の立会い	警察官1人、証人1人以上	船長・事務員1人、証人2人以上	証人3人以上	証人2人以上
録音・録画	不要			
公的機関等による保管	不要			
家裁の確認	不要		必要	
検認	必要(民 1004 ①)			
失効	普通方式遺言が可能となってから6か月生存により失効(民 983)			

(法令名の略称等)「民」…民法、「家裁」…家庭裁判所

(注1)「法文上は「伝染病のため」とあるけれども、伝染病に限らず、一般社会との交通が事実上または法律上自由になしえない場所にある者すべてを含む」とされる(中川善之助・加藤永一編『注釈民法 28(相続 3)新版補訂版』有斐閣, 2002, pp.169-170。(宮井忠夫・國府剛執筆部分))。

(注2)「航空機内にいる者についても、本条の類推適用を認めることができると解されている」(本山敦編『逐条ガイド相続法—民法 882 条～1050 条—』日本加除出版, 2022, p.306.)。

(注3)「本条は船舶遭難の場合を想定しているけれども、現在においては、航空機遭難の場合にも類推適用されるべきであり、同一の方式による遺言をなすことができるであろう」とされる(中川善之助・加藤永一編『注釈民法 28(相続 3)新版補訂版』有斐閣, 2002, p.174。(宮井忠夫・國府剛執筆部分))。

(出典)筆者作成。

死亡危急時遺言については、立法時に法典調査会において活発な議論が行われている<sup>(38)</sup>。すなわち、「人の死ぬるときに親類やら朋友やらが枕辺に寄って何か遺言はないかと云う…こと」が原案にないことについての問題提起が尾崎三良委員からなされた<sup>(39)</sup>のに対して、原案起草者の穂積陳重委員から「死に瀕して居る者に特別の口頭遺言を許しまする国は極めて少ない…如何にも間違いの起り易い事であると思ひますが故に特に除て置いた」と説明<sup>(40)</sup>がなされた。しかし、「証人の人数でも殖やすとか何んとかして夫れを効力のあるようにして置かれたいと多くの日本の遺言の場合が悉く漏れると云うようなことに為りはしないか無効に

<sup>(38)</sup> 第191回(明治29年10月14日)、第192回(明治29年10月28日)、第193回(明治29年11月4日)。法務大臣官房司法法制調査部監修『日本近代立法資料叢書 7(法典調査会民法議事速記録7(第168回-第202回))』商事法務研究会, 1984, pp.637-651, 684-687, 693-699 参照。立法過程については、千藤洋三「一般危急時遺言に関する裁判例の研究(一)」『關西大學法學論集』28巻1号, 1978.4, pp.63-90。<<https://kansai-u.repo.nii.ac.jp/record/3220/files/KU-1100-19780400-03.pdf>>; 宮本誠子「死亡危急者遺言の抱える問題—その現代化を見据えて—」大村敦志ほか編『家族法学の過去・現在・未来』有斐閣, 2025, pp.483-486。

<sup>(39)</sup> 法務大臣官房司法法制調査部監修 同上, p.639。

<sup>(40)</sup> 同上

為りはしないかと云う甚だ心配を持って」いる（尾崎委員）との主張<sup>(41)</sup>がなされた。そして、遺言が遺言者の真意に出たことを裁判所に確認させるという提案<sup>(42)</sup>（高木豊三委員、土方寧委員）がなされ、これが真実に遺言者の意思であったということを確認することは難しいとの懸念<sup>(43)</sup>（田部芳委員）も示されたが、現行の方式が形成された。

この死亡危急時遺言の制度は、「判例にもしばしば登場する」<sup>(44)</sup>とされ、平成 29（2017）年の法制審議会の部会においても、「江戸時代の遺物の 976 条がそのまま残っており」、「本人の真意を確保する要件が何一つない条文」という意見<sup>(45)</sup>が述べられるなど、立法論的に疑問も呈されている<sup>(46)</sup>。

#### 4 要式性の緩和とその限界

遺言書の要式性について、「遺言者の最終意思が明確である場合に、些細な方式違反によって遺言全体が無効となると、かえって遺言者の最終意思を実現する妨げとなるおそれがある。そこで、判例・学説は、遺言者の最終意思の実現を図るという遺言制度の趣旨や要式性の趣旨に反しない限りにおいて、遺言の要式性を一定程度緩和し、遺言者の最終意思の実現を図ろうとする」<sup>(47)</sup>とされる。

自筆証書遺言は、全文を自書することが要件とされている（民法第 968 条第 1 項）。これは、「筆跡によって本人が書いたものであることを判定でき、それ自体で遺言が遺言者の真意に出

(41) 同上, p.639.

(42) 同上, pp.643-644.

(43) 同上, p.686.

(44) 中川・加藤編 前掲注(1), p.151. (宮井忠夫・國府剛執筆部分)。具体的な判例については、同, pp.151-169; 浦野由紀「遺言者がした危急時遺言が真意に適うものであるとされた事例」櫻田嘉章ほか編『私法判例リマークス』64号, 2022, pp.66-69; 千藤洋三「一般危急時遺言に関する裁判例の研究(二)」『關西大學法學論集』28巻3号, 1978.9, pp.422-487. <<https://kansai-u.repo.nii.ac.jp/record/3221/files/KU-1100-19780900-03.pdf>> 参照。

(45) 「法制審議会民法(相続関係)部会第20回会議議事録」2017.4.25, p.3. (水野紀子委員発言) 法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001246053.pdf>> 「江戸時代の遺物」とは、「武士の家が断絶するとたくさん浪人が出て、皆が不幸になり、かつ死亡率が高かった時代に、当主が亡くなくても周囲の家老たちがそういう遺言があったということにして、家がお取り潰しにならないようにした時代の慣行を再現したもの」と説明されている。

(46) 「遺言者の真意を確保できない方式」である理由について、「証人による真意確保の困難さ」として「遺言者が臨終時であるからこそ、近親者等が枕元にいることが多い」が、「近親者等が遺言者の枕元にいると、一部の近親者等が相談して自分たちに有利な遺言をさせる又は口授したことにしてしまうことを防ぎ難い」こと、「確認の審判による真意確保の困難さ」として「死亡危急者遺言は、証人によって筆記され、その内容は遺言者にも読み聞かせ又は閲覧されるが、遺言者の署名・押印は求められておらず、遺言書上に遺言者が何かをしたという形跡が一切ない」ことが指摘されている(宮本 前掲注(38), pp.490-494.)。東京高等裁判所平成 30 年 7 月 18 日判決(『判例時報』2397号, p.24.)は、「遺言者の筆跡と押印が残らない仕組みの危急時遺言には、法定相続人その他の利害関係人の全員が危急時遺言に立ち会うのでなければ不正の温床となるリスクがある。そして、危急時遺言の確認の審判の制度(民法 976 条 4 項)は、そのような不正のリスクを排除する機能が不十分な制度である」(同, pp.32-33.)とする。危急時遺言の確認について家庭裁判所が得べき心証の程度については、「真意であることの確信に達する必要はなく、一応真意らしいということだけで足りる」とする見解が、昭和 40 年代後半には実務上は定着していたようである(浦野 前掲注(44), p.68.)とされるが、この点、前述の東京高等裁判所判決は、「申立却下の審判が確定するとそれだけで危急時遺言が無効となってしまうため、無効の可能性が高い場合であっても、有効の可能性がわずかでも残っていれば(有効であるかもしれないという一応の心証が得られれば)、確認の審判をせざるを得ない制度である」とする。他に、柚木馨『判例相続法論』(判例民法論 3 巻)有斐閣, 1953, p.335. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/3003839/1/247>>; 浦野 同, p.69; 松尾知子「危急時遺言の確認における、真意に出たものであるとの心証の程度」『新・判例解説 Watch 民法(家族法)』No.124, 2021.10.1, p.4. <[https://lex.lawlibrary.jp/commentary/pdf/z18817009-00-041242085\\_tkc.pdf](https://lex.lawlibrary.jp/commentary/pdf/z18817009-00-041242085_tkc.pdf)>

(47) 本山敦編『逐条ガイド相続法—民法 882 条～1050 条—』日本加除出版, 2022, p.258.

たものであることを保障することができるから」であるとされる<sup>(48)</sup>。通説によれば、タイプライター、ワープロや点字機を用いたものは、この要件を満たさず、無効とされる<sup>(49)</sup>。

また、録音テープによるものも、自筆証書に比して偽造や変造が容易であると指摘されており<sup>(50)</sup>、否定するのが通説とされる<sup>(51)</sup>。

押印を要するとした趣旨は、「遺言の全文等の自書とあいまって遺言者の同一性及び真意を確保するとともに、重要な文書については作成者が署名した上その名下に押印することによって文書の作成を完結させるという我が国の慣行ないし法意識に照らして文書の完成を担保することにある」<sup>(52)</sup>とされる。

押印のない自筆証書遺言については、40年来日本に住み死亡の3年前に日本に帰化した日系ロシア人が、帰化後に全てを英語で書いた、署名はあるものの押印を欠く遺言書について、原審大阪高等裁判所は、署名・押印という慣行になじまない者には民法第968条を適用すべき実質的根拠がないとして遺言書を有効として<sup>(53)</sup>、最高裁判所もこれを是認した<sup>(54)</sup>。ただ、学説上は「あくまでも同事件のような特別な事情のある場合にのみ押印の欠如が許されると考えるべき」<sup>(55)</sup>とされている。

押印は、「遺言者が印章に代えて拇指その他の指頭に墨、朱肉等をつけて押捺すること（指印）をもって足りる」とするのが最高裁判所の判例である<sup>(56)</sup>。

(48) 最高裁判所第一小法廷昭和62年10月8日判決（最高裁判所民事判例集41巻7号，p.1471；裁判所ウェブサイト <<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-55195.pdf>>）

(49) 中川・加藤編 前掲注(1)，p.90。（久貴忠彦執筆部分）。遺言者自身がこれらの機器を用いた場合、「署名と捺印があり、真意が確保されている場合は、有効と解してよいのではないか」（中川善之助編『註釈相続法 下』有斐閣，1955，pp.36-37。（青山道夫執筆部分））とするものもあるが、「これらの機器にあってはそれを用いた者が誰であるかを判定することは筆蹟の場合に比してかなりの困難を伴うとみられる」（中川・加藤編 同，p.90.）と批判される。なお、外国人によるタイプライター使用の肯定例があり、「遺言者は自筆にかえ平素専らタイプライターを使用しており、本件遺言書は同人自らタイプしたものであるから自筆に匹敵する」（東京家庭裁判所昭和48年4月20日判決（『家庭裁判月報』25巻10号，p.113.））としたが、「遺言一般に通ずる論理ではない」とされる（中川・泉 前掲注(13)，p.521.）。

(50) 中川・泉 同上，p.521.

(51) 中川・加藤編 前掲注(1)，p.91。（久貴忠彦執筆部分）。学説の中には、「将来は、テープレコーダーで録音しておくことなども考えられるかもしれない」（我妻栄・立石芳枝『法律学体系コンメンタール篇 4（親族法・相続法）』1952，日本評論新社，p.559；我妻栄編著『判例コンメンタール 8（相続法）』コンメンタール刊行会，1966，p.252.）とするものもあるが、「現行法上「自署」と解することは、概念がかけはなれすぎて妥当ではないと考えるが、立法論としても、これを一方式として肯定するには多くの難点がよこたわっているのではなかろうか」（中川・加藤編 同）とされる。

(52) 最高裁判所第一小法廷平成元年2月16日判決（『判例時報』1306号，pp.3-4；裁判所ウェブサイト <<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-52210.pdf>>）

(53) 大阪高等裁判所昭和48年7月12日判決（『判例時報』731号，pp.37-39.）

(54) 最高裁判所第三小法廷昭和49年12月24日判決（『判例時報』766号，pp.42-43；裁判所ウェブサイト <<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-55144.pdf>>）

(55) 中川・加藤編 前掲注(1)，p.102。（久貴忠彦執筆部分）。この点、「印」は、わが国では、文書が正式のもので、しかも完成されていることを示すために押捺される。それゆえ、他の証拠から正式性が確認できるなら、押印の要件は外してもよい」として、昭和49年最判を挙げるものもある（伊藤 前掲注(4)，p.56.）。

(56) 最高裁判所第一小法廷平成元年2月16日判決 前掲注(52) その理由として、上記の押印の趣旨を指摘した上で、「押印について指印をもって足りると解したとしても、遺言者が遺言の全文、日附、氏名を自書する自筆証書遺言において遺言者の真意の確保に欠けるとはいえないし、いわゆる実印による押印が要件とされていない文書については、通常、文書作成者の指印があれば印章による押印があるのと同等の意義を認めている我が国の慣行ないし法意識に照らすと、文書の完成を担保する機能においても欠けるところがないばかりでなく、必要以上に遺言の方式を厳格に解するときは、かえって遺言者の真意の実現を阻害するおそれがある」とする。ただ、同判決は、「押印は指印でもよいとなると、押印を欠く遺言を有効としなければならない理由は乏しくなったといってよい」とも評されている（中川・加藤編 同上，pp.106-107.（久貴忠彦執筆部分））。

ただ、花押については、「学説の多くは、…押印要件を満たすと解してきた」<sup>(57)</sup>とされるが、最高裁判所は、「印章による押印と同視することはできず、民法 968 条 1 項の押印の要件を満たさないというべきである」<sup>(58)</sup>とする。

以上のように、「近時は、遺言者の最終意思を尊重し、できるだけ実現する方向にもっていく傾向が強い」<sup>(59)</sup>とされる。そして、自筆証書遺言の「要式緩和の背景には、「遺言がより容易に実現できることが望ましい」との基本的な価値判断があると思われる」<sup>(60)</sup>と指摘されている。

ただ、(緩和を認める判例の)「いずれの立場も、解釈の限界を画定するためには、遺言者自身によって方式要件に従って作成された遺言と、解釈によって得られた結果(遺言書の真意と評価されうる内容)との間につながりを維持すること(遺言書の記載の中に、解釈結果のよりどころを求めるべきこと)が重要であるとする点では一致している」<sup>(61)</sup>、「遺言の解釈においては、①いくら真意の探求が大事であるといっても、遺言の記載の中に解釈結果のよりどころを求めることのできないような自由な解釈は許すべきではないし(遺言者の意思の確定にあたっての方式主義による制約)、②遺言の補充的解釈に対しては、消極的な態度で臨むべきである」<sup>(62)</sup>、「実務家としては、特に、相続人の愛憎・確執が交錯して複雑・困難化した遺産分割事件を経験したことがある裁判官としては、内容妥当な遺言を目にしたとき、なるだけこれを有効に解したいとする誘惑にかられることが少なくない。しかし、そうだからといって、本来冷静に考えると証人の立会いその他方式に疑義がある遺言を無理に有効とするのは問題なのであって、具体的事案の妥当な解決を慮るあまり、遺言の要式性の原則を逸脱してはならない」<sup>(63)</sup>とされる。

## 5 遺言に関する最近の改正

遺言制度については、最近、特に普通方式遺言について幾つかの改正がなされている。

### (1) 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律・法務局における遺言書の保管等に関する法律

平成 30 (2018) 年 7 月、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 72 号)が成立した。この法律は、社会の高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に対応し、遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争を防止する等の観点から、自筆証書遺言の方式を緩和し、自筆でない財産目録を添付して自筆証書遺言を作成できるようにする等の措置を講じている。自筆証書遺言の全文自書要件については、遺言者の負担となって自筆証書遺言の利用が阻害さ

57) 本山編 前掲注(47), p.277.

58) 最高裁判所第二小法廷平成 28 年 6 月 3 日判決(裁判所ウェブサイト <<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-85930.pdf>>; 『新・判例解説 Watch 民法(家族法)』No.86, 2016.10.21, p.1. <[https://ls.lawlibrary.jp/commentary/pdf/z18817009-00-040861415\\_tkc.pdf](https://ls.lawlibrary.jp/commentary/pdf/z18817009-00-040861415_tkc.pdf)>)。その理由としては、最高裁判所第一小法廷平成元年 2 月 16 日判決 前掲注(52)と同様の押印の趣旨を指摘した上で、「我が国において、印章による押印に代えて花押を書くことによって文書を完成させるという慣行ないし法意識が存するものとは認め難い」とする。

59) 潮見 前掲注(4), p.471. 同旨(松川正毅・窪田充見編『相続—民法第 882 条～第 1050 条— 第 2 版』(別冊法学セミナー 271 号. 新基本法コンメンタール)日本評論社, 2023, p.207. (中村恵執筆部分))

60) 窪田 前掲注(16), p.14.

61) 潮見 前掲注(4), p.472.

62) 同上, p.473.

63) 森野俊彦「公正証書遺言と秘密証書遺言、死亡危急時遺言における「証人」」野田愛子・梶村太市総編集『新家族法実務大系 第 4 卷(相続 2(遺言・遺留分))』新日本法規出版, 2008, p.96.

れているとの指摘があり、加えて、財産目録は対象財産を特定するだけの形式的な事項であり、当該部分について自書を要求する必要性が典型的に低いと考えられた。そこで、自筆証書遺言をより使いやすいものとする観点から、自筆証書に相続財産等の目録を添付する場合の目録については自書を要しないこととされた（第 968 条第 2 項）<sup>(64)</sup>。

また、同時に、法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成 30 年法律第 73 号）も成立している。自筆証書遺言は、遺言者にとって手軽かつ自由度の高いものである一方、作成上の方式違背のほか、紛失、破棄・隠匿、偽造・変造のおそれや、相続人が遺言書の存在に気付かないまま遺産分割を行うなどのリスクがあると指摘されていた<sup>(65)</sup>。そこで、これらのリスクを軽減し、相続をめぐる紛争を防止する観点から、法務局において自筆証書遺言書を保管する制度が創設された。

## (2) デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（デジタル社会形成整備法）

令和 3（2021）年 5 月、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号。デジタル社会形成整備法）が成立した。これは、デジタル社会形成基本法（令和 3 年法律第 35 号）に基づきデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、関係法律について所要の整備を行うものである。その一環として、外国に居住する者が公正証書遺言又は秘密証書遺言を作成する手続について押印を不要とするものとされた。これは、外国に滞在する日本人は印章を所持していないことも多く、新たに印章を入手することも困難であるから、押印を要求することで領事方式の遺言の利便性が阻害されるおそれがあることを考慮するとともに、他方、領事方式の遺言の作成には領事が関与していること、外国においては署名により重要な取引行為等を行う慣行が存在することも多く、そこに居住・滞在する日本人もその慣行に従うと一般的に想定されることなどを踏まえ、署名のみによっても、遺言者の真意に基づく作成が担保されることが考慮されたものである<sup>(66)</sup>。

## (3) 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

令和 5（2023）年 6 月、民事執行手続、倒産手続、家事事件手続等の民事関係手続のデジタル化を図るための規定の整備等を行う改正法（民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 53 号））が成立した。この法律は、令和 4（2022）年の民事訴訟手続の全面的なデジタル化を図るなどする民事訴訟法の改正に引き続いて、民事訴訟以外の民事裁判手続についても、全面的なデジタル化を図るなどの見直しをするとともに、公正証書の作成に係る一連の手続について全面的なデジタル化を図るものとされている。

この法律による公証人法（明治 41 年法律第 53 号）の一部改正により、公正証書の作成の嘱託（申請）につき、インターネットを利用して、電子署名を付して行うことが可能になった（令和 7（2025）年 10 月 1 日施行）。公証人の面前での手続につき、嘱託人（すなわち遺言者）が

<sup>(64)</sup> 堂蘭幹一郎ほか『逐条解説 改正相続法』商事法務，2024，p.104.

<sup>(65)</sup> 松川・窪田編 前掲注59, p.232. (床谷文雄執筆部分)

<sup>(66)</sup> 笹井朋昭ほか「デジタル社会形成整備法による押印・書面の見直し（民法・建物の区分所有等に関する法律の改正関係）」『NBL』1204号，2021.10.15，p.9.

希望し、かつ、公証人が相当と認めるときは、ウェブ会議を利用して行うことが選択できるようになり（同法第 37 条第 2 項）、公正証書の原本は、原則として、電磁的記録で作成・保存される（同法第 36 条）。

デジタルで公正証書を作成する場合に嘱託人や証人を含む列席者が講じなければならない署名に代わる措置（同法第 40 条第 5 項）としては、「器具を使用して列席者の氏名の筆記（当該氏名が電磁的方法により指定公証人の使用に係る電子計算機等の映像面に明瞭に表示されるようにして行うものに限る。）をすること」（公証人法施行規則（昭和 24 年法務府令第 9 号）第 27 条第 1 号）、すなわち電子サインが定められている。なお、その場合に、公証人は、電子サインをした上で日本産業規格所定の電子署名を講ずる（同法第 40 条第 4 項第 1 号、同規則第 6 条）。

### Ⅲ 遺言の現状

「毎年現実に作成される各種遺言の数がいくらかであるかを直接に示す統計は残念ながら存在しない。しかし、間接的には、家庭裁判所でなされる確認…および検認…審判の数字によって大体的様子を知ることができる」とされる<sup>(67)</sup>。現在の日本が高齢多死社会を迎えて、令和 6（2024）年において、死亡者数が約 160 万人となっているのに対して、公正証書遺言が作成されたのが 13 万件程度となっており、令和 2（2020）年に減少した以外は連続して増加している（表 4）。自筆証書遺言は、保管制度を利用したもの以外は遺言者が保管するので、作成数は不明である。また、令和 6（2024）年に効力が発生した公正証書遺言が 10 万～13 万件程度、自筆証書遺言が 2 万 6000 件程度、秘密証書遺言が 50～100 件程度、死亡危急時遺言が 100～200 件程度、その他（一般隔絶地遺言、在船者遺言及び船舶遭難者遺言）は極めて僅少と概算される（表 5）。

表 4 遺言に関する各種統計

	死亡者数 (人)	公正証書 遺言の作 成 件 数 (件)	秘密証書遺言 に係る公正証 書の作成件数 (件)	遺言書の 検 認 件 数 (件)	遺言の確 認 件 数 (件)	自筆証書 遺言書の 保管申請 件数 (件)	遺言書情報 証明書 の 交 付 請 求 件 数 (件)	遺言書の 閲 覧 請 求 件 数 (件)
平成 10 年	936,484	54,973	100	8,825	93	-	-	-
平成 20 年	1,142,407	76,436	91	13,632	115	-	-	-
平成 30 年	1,362,470	110,471	128	17,487	123	-	-	-
令和元年 (平成 31 年)	1,381,093	113,137	100	18,625	144	-	-	-
令和 2 年	1,372,755	97,700	76	18,277	135	12,631 (令和 2 年 7 月開始)	63	0
令和 3 年	1,439,856	106,028	78	19,576	116	17,002	684	8
令和 4 年	1,569,050	111,977	68	20,500	124	16,802	1,211	13
令和 5 年	1,576,016	118,981	86	22,314	133	19,336	1,930	15
令和 6 年	1,605,378	128,378	64	23,436	206	23,419	2,805	22

(出典) 法務省民事局参事官室「民法（遺言関係）等の改正に関する中間試案の補足説明」2025.7, p.ii. <<https://www.moj.go.jp/content/001443959.pdf>> を基に筆者作成。令和 6 年の「死亡者数」は「第 1 表 人口動態総覧」(令和 6 年(2024) 人口動態統計(確定数)の概況)厚生労働省ウェブサイト <[https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei24/dl/03\\_h1.pdf](https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei24/dl/03_h1.pdf)>、「遺言書情報証明書の交付請求件数」及び「遺言書の閲覧請求件数」は法務省民事局「遺言書保管制度の利用状況」<[https://www.moj.go.jp/MINJI/common\\_igonsyo/pdf/number.pdf](https://www.moj.go.jp/MINJI/common_igonsyo/pdf/number.pdf)> でそれぞれ補充した。

(67) 中川・加藤編 前掲注(1), p.78.

表5 令和6年に発効した各種遺言の概算値

遺言の種類	概算値	計算根拠
自筆証書遺言	2.6万件程度	検認件数から秘密証書遺言に係る公正証書の作成件数及び確認件数（死亡危急時遺言等）を減じ、遺言情報証明書の交付請求件数及び遺言書の閲覧請求件数を加える。 <sup>(注1)</sup>
公正証書遺言	10万～13万件程度	作成件数がここ数年は10万～13万件程度。
秘密証書遺言	50～100件程度	作成件数がここ数年は50～100件超程度。ただし、秘密証書遺言の場合、遺言者保管なので、作成されても相当数が発効しないことも考えられる。
死亡危急時遺言	100～200件程度	確認を必要とするのは死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言であり、そのうち後者は下記のとおり極めて僅少と見られている。
一般隔絶地遺言	極めて僅少	特別方式遺言については、死亡危急時遺言を除けば公表事例も見受けられず、その数は極めて僅少であると見られている。 <sup>(注2)</sup>
在船者遺言		
船舶遭難者遺言		

(注1) 中川善之助・加藤永一編『注釈民法 28(相続 3) 新版 補訂版』有斐閣, 2002, pp.78-79. (久貴忠彦執筆部分)。なお、ここでは本来、検認不要である遺言書保管利用の自筆証書遺言の発効件数を加えるべきものと考えられる。しかし、遺言書保管利用の自筆証書遺言の発効件数の統計は、直接には見当たらない。将来的には、その発効件数＝保管申請件数といえるようになると思われるが、遺言書保管制度が令和2(2020)年に始まったばかりのため、まだ発効していないものも多いと思われる。そこで、遺言情報証明書交付の請求件数及び遺言書の閲覧請求件数を加えた。

(注2) 松尾知子「伝染病隔離者遺言の再考・再生に向けて—コロナ禍の今—」『月報司法書士』593号, 2021.7, p.25. <[https://www.shiho-shoshi.or.jp/cms/wp-content/uploads/2021/10/202107\\_593\\_05.pdf](https://www.shiho-shoshi.or.jp/cms/wp-content/uploads/2021/10/202107_593_05.pdf)>; 中川・加藤編 同上, p.79.

(出典) 表4のデータを基に筆者作成。

## IV 今回の遺言制度の見直しの背景・経緯

遺言のデジタル化を進めようとする方向については、「当初は、社会のデジタル化に対応する趣旨であったものが、最近では、遺言の利用促進のためのデジタル化と言われている」<sup>(68)</sup>ともされている。

### 1 遺言制度を取り巻く社会情勢

我が国は、令和6(2024)年10月時点で、65歳以上の人口が総人口の29.3%(3624万人)、75歳以上の人口が総人口の16.8%(2078万人)を占め<sup>(69)</sup>、同年の年間死亡者数が160万人を超える<sup>(70)</sup>など、高齢社会・高齢多死社会を迎え、また、単独世帯が増加し、全世帯の34.6%を占める一方(令和6(2024)年6月時点)、児童のいる世帯が減少の一途をたどっている(同月時点で16.6%)<sup>(71)</sup>。

このような状況から、法務省は、「家族の在り方が変化又は多様化し、それに伴い、家族のかたち等に対する国民意識が変化してきた」として、「相続に関しては、法定相続のルールを

(68) 宮本 前掲注(38), p.483.

(69) 総務省統計局「人口推計 各年10月1日現在人口 令和2年国勢調査基準 統計表」<<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003448230>>

(70) 「第1表 人口動態総覧」(令和6年(2024)人口動態統計(確定数)の概況)厚生労働省ウェブサイト <[https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei24/dl/03\\_h1.pdf](https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei24/dl/03_h1.pdf)>

(71) 「2024(令和6)年 国民生活基礎調査の概況」厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa24/>> 「I 世帯数と世帯人員の状況」の「表1 世帯構造別、世帯類型別世帯数及び平均世帯人員の年次推移」及び「表5 児童数別、世帯構造別児童のいる世帯数及び平均児童数の年次推移」

そのまま当てはめると実質的な不公平が生じるような場合には遺言者の意思によってこれを修正することも考えられ、また、法定相続人がいない場合には公益的事業を行う団体に遺贈を行うことも考えられるなど、遺言制度の重要性は従前よりも増していくと考えられる<sup>(72)</sup>と指摘している。

これに対して、高齢者が本人の意思以外の要素に動かされて遺言を残す例が少なくないとして、「遺言に示されたものが遺言者の最終的な合理的意思であるという神話を信ずるよりも、人類の経験を法文に結実させた遺留分等の遺言制限（＝平等相続）諸装置の重要性にこそ目を向けるべきである<sup>(73)</sup>とする指摘もある。

## 2 政府内の検討の経緯

### (1) 規制改革推進会議

政府は、毎年、規制改革推進会議が取りまとめた答申等により示された規制改革事項について、「規制改革実施計画」（閣議決定）を定めている。令和4（2022）年6月7日に定められた規制改革実施計画では、社会のデジタル化の基盤整備に関する規制改革事項の一つとして「自筆証書遺言制度のデジタル化」が挙げられ、法務省は、①国民がデジタル技術を活用して、現行の自筆証書遺言と同程度の信頼性が確保される遺言を簡便に作成できるような新たな方式を設けること（デジタル原則<sup>(74)</sup>にのっとった制度設計）、②デジタル完結を前提とした法務局における遺言を保管するための仕組み及び③現行の自筆証書遺言に関し、我が国社会において押印の見直しが急速に進展している状況も踏まえて押印の必要性や自書を要求する範囲、の3点に関して令和5（2023）年度中を目途に、④自筆証書遺言書保管制度について、遺言書情報証明書等の申請手続等のオンライン化及び証明書のデジタル化などデジタル完結に関して令和4（2022）年度に、それぞれ必要な検討を行い、一定の結論を得ることとされた<sup>(75)</sup>。令和5（2023）年6月16日に定められた計画においても、「相続手続の効率化」の一環として自筆証書遺言書保管制度における申請手続等のオンライン化や自筆証書遺言のデジタル化が取り上げられた<sup>(76)</sup>。自筆証書遺言制度のデジタル化等に関する規制改革実施計画及びそのフォローアップの概要は、表6のとおりである。

(72) 法務省民事局参事官室「民法（遺言関係）等の改正に関する中間試案の補足説明」2025.7, p.iii. <<https://www.moj.go.jp/content/001443959.pdf>> 同趣旨を述べるものとして、堂蘭幹一郎・野口宣大編著『一問一答新しい相続法—平成30年民法等（相続法）改正、遺言書保管法の解説—』商事法務, 2019, p.3.

(73) 伊藤 前掲注(4), p.10. この見解からは、「遺言が相続紛争を未然に防止する」というのは「誤った議論」であり、「実際には、被相続人が生前に多くの約束を乱発していたり、何通もの矛盾する文書を残したりするので、遺言こそが新たな紛争を生み出し、相続人間の対立を激化させることさえ珍しくない」とされる（同, p.17.）。

(74) 「デジタル原則」とは、デジタル臨時行政調査会が、全ての改革（デジタル改革、規制改革、行政改革）に徹底する共通の指針として令和3（2021）年12月に策定したものであり、①デジタル完結・自動化原則、②アジャイルガバナンス原則（機動的で柔軟なガバナンス）、③官民連携原則、④相互運用性確保原則及び⑤共通基盤利用原則の5つの原則から成る（（公社）商事法務研究会「デジタル技術を活用した遺言制度の在り方に関する研究会報告書」2024.3, p.3. <<https://www.shojihomu.or.jp/public/library/2328/report0603.pdf>>; 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）pp.21-22. デジタル庁ウェブサイト <[https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/681a8306-6d79-4082-925a-a8ba82e97d9d/f6105c38/20211224\\_policies\\_priority\\_doc\\_01.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/681a8306-6d79-4082-925a-a8ba82e97d9d/f6105c38/20211224_policies_priority_doc_01.pdf)>）。

(75) 「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）p.55. 内閣府ウェブサイト <[https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/220607/01\\_program.pdf](https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/220607/01_program.pdf)>

(76) 「規制改革実施計画」（令和5年6月16日閣議決定）p.119. 内閣府ウェブサイト <[https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/230616/01\\_program.pdf](https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/230616/01_program.pdf)>

表6 規制改革実施計画とフォローアップ～自筆証書遺言制度のデジタル化等（法務省）関係

<p>規制改革実施計画 (令和4年6月7日)</p>	<p><b>【規制改革の内容】</b>                  a 法務省は、遺言の新たな方式を検討。[令和5年度中に結論]                  ・デジタル技術を活用 ・現行の自筆証書遺言と同程度の信頼性 ・国民の利便性                  ・デジタル原則にのっとった制度設計                  b 自筆証書遺言書保管制度のデジタル完結を検討 [令和4年度に結論]                  ・遺言書情報証明書等の申請手続等のオンライン化及び証明書のデジタル化など                  c aを踏まえ、デジタル完結を前提とした遺言書保管制度を検討 [令和5年度中に結論]                  d 自筆証書遺言の押印の必要性を検証・自書を要求する範囲を検討 [令和5年度中に結論]</p>
<p>フォローアップ (令和5年6月1日) 措置状況：未措置 評価区分：フォロー終了</p>	<p><b>【実施状況（令和5年3月31日時点）】</b>                  a、c及びd 諸外国の基礎的な調査等を実施                  b 遺言書情報証明書等のオンライン請求について一部の遺言書保管所で試行の検討</p> <p><b>【今後の予定（令和5年3月31日時点）】</b>                  a、c及びd 更に掘り下げた調査を実施、必要な検討。デジタル完結の遺言保管制度を検討予定                  b 遺言書情報証明書等のオンライン請求の試行の検討・準備予定</p>
<p>規制改革実施計画 (令和5年6月16日)</p>	<p><b>【規制改革の内容】</b>                  e ①自筆証書遺言書保管制度における申請手続等のオンライン化及び証明書の電子化の工程表作成・具体的な施策を検討、順次推進、②自筆証書遺言書保管制度において、遺言者の死亡後の通知対象拡大等を検討 [令和5年度上期措置]                  f 自筆証書遺言のデジタル化の外国調査・検討 [令和5年度措置]                  g 公正証書のデジタル化のため、令和5年通常国会に公証人法及び民法の改正法案を提出 [措置済み]</p>
<p>フォローアップ (令和6年5月31日) 措置状況：検討中 評価区分：継続フォロー</p>	<p><b>【これまでの実施状況（令和6年3月31日時点）】</b>                  e ①自筆証書遺言書保管制度における申請手続等のオンライン化及び証明書の電子化について、工程表を作成、具体的な施策等の検討。②指定者通知（遺言者の死亡後に遺言者が指定する者に対して遺言書が保管されていることを通知するもの）、令和5年10月2日から拡大等                  f 更なる海外法制調査を実施、令和6年3月、研究会報告書取りまとめ                  g 公正証書の作成のデジタル化、令和5年の通常国会に法案提出・成立</p> <p><b>【今後の予定（令和6年3月31日時点）】</b>                  e ①引き続き施策等の検討、令和6年度中にオンライン化を試行予定                  f 民法（遺言関係）部会において、令和6年4月から調査審議開始予定</p>
<p>フォローアップ (令和7年5月28日) 措置状況：検討中 評価区分：フォロー終了</p>	<p><b>【これまでの実施状況（令和7年3月31日時点）】</b>                  e ①令和7年3月10日から東京法務局本局でオンライン手続の試行、②措置済                  f 更なる海外法制調査。令和6年3月、研究会報告書取りまとめ。令和6年2月、法制審議会に対し、遺言制度の見直しに関する諮問、法制審議会民法（遺言関係）部会新設・調査審議</p> <p><b>【今後の予定（令和7年3月31日時点）】</b>                  e ①オンライン化の試行状況を踏まえ、引き続き検討。②措置済                  f 民法（遺言関係）部会において調査審議</p>

※ 措置状況の分類基準は次のとおりである。

措置済	実施計画に定められた内容を完了したもの（1項目に複数の実施時期を有するものは、すべての項目が措置された場合に「完了」とする）
未措置	実施計画に定められた内容の実現に向けた検討は終了したが、措置が完了していないもの
検討中	実施計画に定められた内容の実現に向けて検討中で、結論が得られていないもの
未検討	実施計画に定められた内容の実現に向けた検討が実施されなかったもの
—	実施計画に、実施時期が具体的に記載されていない事項で、上記に区分できないもの

※ 評価区分の判断基準は次のとおりである。

解決	実施計画の趣旨に沿って制度整備が完了又は実施計画の趣旨に沿って運用がなされているもの
継続フォロー	現在のところまでは実施計画の趣旨に沿っているが、一部制度（政省令、通達レベルなども含め）が未整備である等のため、フォローアップが必要なもの
要改善	制度整備状況又は運用状況が、実施計画の趣旨に沿っていないと考えられるもの
フォロー終了	上記に分類できないもので、フォローアップの必要がないもの（社会情勢の変化によりフォローアップの必要なくなったもの、規制改革実施計画で後年度に改めて閣議決定されたもの）

（出典）「実施計画・答申・意見書等」内閣府ウェブサイト <[https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/p\\_index.html](https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/p_index.html)> 掲載の各年の「規制改革実施計画」、「規制改革実施計画のフォローアップの結果について」を基に筆者作成。

令和4(2022)年3月1日、規制改革推進会議の第2回デジタル基盤ワーキンググループにおいて、自筆証書遺言のデジタル化及び公正証書の作成に係る一連の手續のデジタル化が取り上げられた。そこにおいては、法務省からは、第三者が不当に関与して、あらかじめ自分に有利な内容の遺言を作っておき、本人の判断能力の低下に乗ずるなどして本人に十分な確認などをさせないままに遺言書を作成されてしまう懸念が指摘された<sup>(77)</sup>一方、他の出席者からは、遺言の真意性・真正性の確保におけるデジタルの優位性、法務省の懸念はデジタルでもカバーできること、現行法でも同様の懸念があること等について指摘<sup>(78)</sup>がなされた。

## (2) デジタル技術を活用した遺言制度の在り方に関する研究会

公益社団法人商事法務研究会に、有識者で構成し、法務省及び最高裁判所も関係官庁として参加する「デジタル技術を活用した遺言制度の在り方に関する研究会」<sup>(79)</sup>が設置され、令和5(2023)年10月5日から令和6(2024)年3月19日までの6回の会議を経て、「デジタル技術を活用した遺言制度の在り方に関する研究会報告書」<sup>(80)</sup>が取りまとめられた。

## (3) 法制審議会民法(遺言関係)部会

法制審議会第199回会議(令和6(2024)年2月15日)において、法務大臣から、法制審議会に対して、諮問第125号(「情報通信技術の進展及び普及等の社会情勢に鑑み、遺言制度を国民にとってより一層利用しやすいものとする観点から、遺言者が電子的な手段を用いて作成することのできる新たな遺言の方式に関する規律を整備することを中心として、遺言制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」)がなされた。これを受けて、法制審議会においては、民法(遺言関係)部会を設置し、当該諮問を審議することとなった<sup>(81)</sup>。

民法(遺言関係)部会においては、令和6(2024)年4月16日から令和7(2025)年7月15日までの11回の会議を経て、「民法(遺言関係)等の改正に関する中間試案」<sup>(82)</sup>(以下「中間試案」)が取りまとめられた。その後、パブリック・コメント及び同年9月30日から令和8(2026)年1月20日までの6回の会議を経て、同日、「民法(遺言関係)等の改正に関する要綱案」<sup>(83)</sup>(以下「要綱案」)が取りまとめられた。法制審議会第204回会議(令和8(2026)年

<sup>(77)</sup> 「第2回デジタル基盤ワーキンググループ議事概要」2022.3.1, pp.9, 11。(法務省(堂蘭審議官)の発言)内閣府ウェブサイト <[https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/2201\\_05digital/220301/digital02\\_minutes.pdf](https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/2201_05digital/220301/digital02_minutes.pdf)>

<sup>(78)</sup> 同上, pp.4, 12-13。(SAMURAI Security(濱川取締役CEO)の発言); 同, p.6。(陰山司法書士事務所(陰山司法書士)の発言); 同, p.17。(岩下委員の発言); 同, p.18。(落合専門委員の発言); 同, p.21。(戸田専門委員の発言)

<sup>(79)</sup> 「「デジタル技術を活用した遺言制度の在り方に関する研究会」委員名簿」(公社)商事法務研究会ウェブサイト <<https://www.shojihomu.or.jp/public/library/1823/meibo051005.pdf>>

<sup>(80)</sup> 「デジタル技術を活用した遺言制度の在り方に関する研究会報告書」2024.3。(公社)商事法務研究会ウェブサイト <<https://www.shojihomu.or.jp/public/library/2328/report0603.pdf>> ここでは、利便性・簡便性の確保と真意性・真正性の担保とのバランス等の「検討の視点を踏まえつつ、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式の在り方について、その保管の仕組みの要否等も含めて検討する必要があるとともに、現行の自筆証書遺言の押印要件及び自書要件についても検討する必要がある」とされた(同, pp.8-10.)。なお、この報告書は、法制審議会民法(遺言関係)部会第1回会議(令和6年4月16日)において資料として配付された(「法制審議会民法(遺言関係)部会第1回会議」法務省ウェブサイト <[https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001\\_00244.html](https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00244.html)>)。

<sup>(81)</sup> 「法制審議会第199回会議議事録」2024.2.15, p.23。法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001415847.pdf>>

<sup>(82)</sup> 法制審議会民法(遺言関係)部会「民法(遺言関係)等の改正に関する中間試案」法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001443958.pdf>>

<sup>(83)</sup> 法制審議会民法(遺言関係)部会「民法(遺言関係)等の改正に関する要綱案」法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001455724.pdf>>

2月12日)において、民法(遺言関係)部会長から、諮問第125号について、同部会において決定された要綱案に関する審議結果等の報告がされ、審議・採決の結果、要綱案は、全会一致で原案どおり採択され、直ちに法務大臣に答申することとされた<sup>(84)</sup>。

## V 自筆証書遺言の電子化—電子遺言—

### 1 「中間試案」の内容

「中間試案」においては、「以下の甲案から丙案までのうち、一つ又は複数の方式を創設することについて、引き続き検討する」として、甲1案、甲2案、乙案及び丙案の4案が示された(表7)。そして、遺言を記録する媒体として甲1案、甲2案及び乙案は(文書ファイルとしての)電磁的記録とし、丙案はプリントアウトされた書面としている。また、遺言者の真意性・真実性の確保のための措置として、甲1案は証人の立会いの下での録音・録画、甲2案は民間事業者による本人確認等の下での録音等、乙案及び丙案は遺言書の保管を想定している<sup>(85)</sup>。

表7 電子遺言・中間試案の各案

	甲1案	甲2案	乙案	丙案
媒体	(文書ファイルとしての)電磁的記録 <sup>(注1)</sup>			プリントアウトした書面
遺言者の署名・電子署名	不要(or電子署名) <sup>(注2)</sup>	電子署名		署名
口述	遺言の全文を口述			
	遺言の趣旨の口述? <sup>(注3)</sup>	公的機関で実施(ウェブ会議も)		
証人の立会い	2人以上 <sup>(注4)</sup>	不要		
		代替措置として民間事業者のサービス ・本人確認 ・他者の立会い排除		
録音・録画	必要		不要 (公的機関が手続遵守を記録)	
公的機関による保管	不要		必要	
検認	必要		不要	
撤回	A案 破棄による撤回を認めない B案 破棄による撤回を認める		C案 保管の申請の撤回を認める D案 保管の申請の撤回を認めない	

(注1) 「[「電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの」をいい、録音、録画により作成された電磁的記録を含まない」とされた(法制審議会民法(遺言関係)部会「民法(遺言関係)等の改正に関する中間試案」p.1.法務省ウェブサイト<<https://www.moj.go.jp/content/001443958.pdf>>)。

(注2) 遺言者が電磁的記録に自己の氏名等を記録するとされるが、「遺言者が電子署名を行うものとするとも考えられる」とされた(同上、p.2.)。

(注3) 「[「遺言の全文」に代えて、「遺言の趣旨」を口述するものとする】ことについて引き続き検討する」とされた(同上、p.2.)。

(注4) 「ウェブ会議の方法…により立ち会うことができるものとする】ことについて引き続き検討する」とされた(同上、p.2.)。

(出典) 法制審議会民法(遺言関係)部会「民法(遺言関係)等の改正に関する中間試案」を基に筆者作成。

84) 「法制審議会第204回会議」法務省ウェブサイト<[https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500044\\_00013.html](https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500044_00013.html)>

85) 法制審議会民法(遺言関係)部会 前掲注82), pp.1-8.

## 2 現行の自筆証書遺言・公正証書遺言と中間試案の各案の負担・リスクの比較

中間試案の各案が現行制度と比較して遺言者の負担・リスクを軽減するものとなっているかの評価は難しいが、法務省が中間試案の補足説明として示している評価<sup>(86)</sup>を参考にしてまとめた(表8)。

現行制度のうち利用がごくわずかの秘密証書遺言を除いて自筆証書遺言と公正証書遺言を比較対象とした。自筆証書遺言は、遺言書保管制度を利用した場合と利用しなかった場合で特にリスク面で差異が生じると考えられる。

そして、中間試案の各案は、そもそも自筆証書遺言の自書の負担を回避するために考え出されていることから自書の負担がないが、自書に代わって口述が必要となる。署名(押印)については、公正証書遺言では遺言者は電子サインとされており、やや負担が軽減されている。中間試案の各案においては、遺言書の真意性・真正性の確保のための措置として、証人の立会い、録音・録画、民間事業者の提供するサービス又は遺言書の保管を想定しており、それらの負担がある。なお、民間事業者の提供するサービスや遺言書の保管は「外部手続」として包括した。

方式不備無効、偽造・変造、隠匿・破棄、紛失・未発見といったリスクについては、現行の遺言書保管制度の利用や公正証書遺言によってかなりカバーできていると考えられ、中間試案の各案においても遺言者保管となる甲1案以外、特に保管制度を利用する乙案及び丙案では同様にカバーされるものと考えられる。

第三者の不当関与については、デジタル基盤ワーキンググループにおいて法務省から懸念が示されているほか(前述)、「書面のデジタル化そのものとあわせて、本人の遺言作成過程をオンラインで確認する等の措置が必要となるかもしれないが、その場合、本人が他人の影響を受けていないかどうかをいかに確認するかも問題となる」<sup>(87)</sup>とも指摘されている。この点、そもそも現行制度においても、近親者等の第三者の働きかけをどの程度排除できているのかということも指摘されている。例えば、公証人が関与する公正証書遺言においても、遺言をするについて、受益者がイニシアティブを取ったケースも一定割合で見られることを示すデータ<sup>(88)</sup>や遺言者の遺言能力がないと思われる場合にも公正証書遺言が作成されているとの指摘<sup>(89)</sup>がある。

<sup>86</sup> 「自筆証書遺言と新たな遺言の方式(普通の方式)の各案との比較」法務省民事局参事官室 前掲注(72)

<sup>87</sup> 大村 前掲注(4), p.145.

<sup>88</sup> 府中公証役場において平成11(1999)年7月から平成12(2000)年6月までの1年間において作成された公正証書遺言について、最初に公証役場に出向くなどして遺言手続を依頼・仲介した者で分類した調査では、受益者側が関与した類型が209件中47件となったというデータもある(他に本人が関与した類型72件、(受益者でない)第三者が関与した類型4件、専門機関が関与した類型86件となっている。小瀬保郎「公正証書遺言の実態と問題点」久貴忠彦ほか編『遺言と遺留分 第1巻(遺言) 第2版』日本評論社, 2011, pp.143-145.)。

<sup>89</sup> 「遺言者の遺言能力不足は、公証人が関与しても補えるわけではない。ところがわが国では、このあり得ないはずのことが、まさに起こっている。自筆証書遺言を書くのも無理なほどの痴呆老人の遺言を、公証人が公正証書で作成する事例が、裁判例に少なからず登場するのである」とされる(伊藤 前掲注(4), p.40.)。なお、自筆証書遺言については、「遺言者が「全文」を自分で書かなければならないので、例えば老人性痴呆症その他で、脳の精神的機能が不確かになってしまった後の遺言者が自筆証書遺言を書き残す可能性は極めて少ないし、もし何かを書き残したとしても、遺言能力の欠如が文面に表れたり、方式違反の不備があったりして、法的に有効な遺言にはなりにくい」とされる(同, pp.39-40.)。

表 8 現行法の自筆証書遺言・公正証書遺言と中間試案の各案の負担・リスクの比較

		現行法			中間試案			
		自筆証書遺言		公正証書遺言	甲1案 (証人)	甲2案 (民間事業者 利用)	乙案 (保管利用)	丙案 (印刷・保管 利用)
		保管 不利用	保管 利用					
負担	自書	×	×	○	○	○	○	○
	口述	○	○	△	× <sup>(注1)</sup>	×	×	×
	署名(押印)	×	×	△	○ <sup>(注2)</sup>	×	×	×
	証人 <sup>(注3)</sup>	○	○	×	×	○	○	○
	録音録画	○	○	○	×	×	○	○
	外部手続 <sup>(注4)</sup>	○	×	△ <sup>(注5)</sup>	○	△? <sup>(注6)</sup>	×	×
	検認	×	○	○	×	×	○	○
	費用	○	△ <sup>(注7)</sup>	× <sup>(注8)</sup>	○ <sup>(注9)</sup>	△ <sup>(注10)</sup>	△	△
リスク	方式不備無効	×	○	○	×	△? <sup>(注11)</sup>	○	○
	偽造・変造	△	○	○	○	△? <sup>(注11)</sup>	○	○
	隠匿・破棄	×	○	○	×	△? <sup>(注11)</sup>	○	○
	紛失・未発見	×	○	○	×	△? <sup>(注11)</sup>	○	○
	不当関与	△	△	△	△? <sup>(注12)</sup>	△? <sup>(注12)</sup>	△? <sup>(注12)</sup>	△? <sup>(注12)</sup>

\* ○は負担やリスクが小さいこと、×は負担やリスクが大きいこと、△はその中間を一応の目安として示す。  
 (注1) 甲1案の本文では(電磁的記録に)「記録されている全文…を口述すること」とされているが、注記において「遺言の全文」に代えて、「遺言の趣旨」を口述するものとするについて引き続き検討する」とされており(法制審議会民法(遺言関係)部会「民法(遺言関係)等の改正に関する中間試案」p.2. 法務省ウェブサイト<<https://www.moj.go.jp/content/001443958.pdf>>)、その場合は「△」となるものと考えられる。  
 (注2) 甲1案の本文では電子署名を要件としていないが、注記において「電磁的記録に、遺言者が電子署名を行うものとするものも考えられる」とされており(同上、p.2.)、その場合は「×」となるものと考えられる。  
 (注3) 証人を手配する手間に加えて、証人に遺言内容を知られてしまうことを含む。  
 (注4) 法務局(乙案、丙案)や民間事業者(甲2案)に向かう手間に加えて、法務局等の受付時間等の制約があることを含む。甲2案については、「民間事業者のサービス内容によっては、手続負担や費用負担がある」とされている(「自筆証書遺言と新たな遺言の方式(普通の方式)の各案との比較」法務省民事局参事官室「民法(遺言関係)等の改正に関する中間試案の補足説明」2025.7. <<https://www.moj.go.jp/content/001443959.pdf>>)。  
 (注5) 公正証書遺言の作成は、ウェブ会議の方法でできることとなったので、「△」としている。  
 (注6) 民間事業者の場合、外部手続による遺言者の負担の程度は、民間事業者が全国展開されるか、ウェブ会議の方法が可能とされるか等により、公正証書遺言と同様に「△」となるものも考えられる。  
 (注7) 遺言書の保管の申請1件(遺言書1通)につき、3,900円とされる(法務局における遺言書の保管等に関する法律関係手数料令(令和2年政令第55号)第1条)。  
 (注8) 公正証書遺言の作成費用は、遺言の目的である財産の価額に対応する形で、目的の価額50万円以下なら手数料3,000円、5000万円を超え1億円以下なら49,000円などと定められている(公証人手数料令(平成5年政令第224号)第9条及び別表)。公正証書遺言を作成するのは、一定額以上の遺産がある場合が多いと考えた。  
 (注9) 証人の確保を公証人等に依頼した場合には、その費用がかかる可能性がある。  
 (注10) 民間事業者の手数料は現時点では不明であるが、民間事業として成立するためには相当額の費用がかかるものと想定した。  
 (注11) 「事後的に遺言が無効となる事態を防止する観点から、…主務省令で定める基準…を充たす民間事業者のサービスについて主務大臣による認定を行う…ことについて、引き続き検討する」とされており(法制審議会民法(遺言関係)部会「民法(遺言関係)等の改正に関する中間試案」2025.7.15, pp.3-4.)、認定や監督によりサービス内容の一定水準の確保をすることが想定されているが、その水準が現時点では不明であるので、「△?」とした。  
 (注12) 遺言の作成過程における第三者の不当関与をどの程度排除できるかは、判断が難しい。全文の自筆を要件としないこととなると、第三者が文書を作成して遺言者の署名を迫るなどの行為のハードルが下がるとも考えられる一方、証人、民間事業者のサービス、保管制度の利用などによっても制度設計次第である程度カバーされ得るとも考えられる。  
 (出典) 法制審議会民法(遺言関係)部会「民法(遺言関係)等の改正に関する中間試案」;「自筆証書遺言と新たな遺言の方式(普通の方式)の各案との比較」法務省民事局参事官室「民法(遺言関係)等の改正に関する中間試案の補足説明」2025.7を基に筆者作成。

### 3 諸外国の電子遺言と中間試案の各案との比較

諸外国の電子的な技術を活用した遺言としては、米国<sup>(90)</sup>、カナダ<sup>(91)</sup>、中国<sup>(92)</sup>、韓国<sup>(93)</sup>に立法例がみられる(表9)。何を遺言とするかについて、米国<sup>(94)</sup>やカナダ<sup>(95)</sup>は、テキスト情報としての電磁的記録とするのに対して、中国<sup>(96)</sup>は印刷した文書及び録音・録画、韓国<sup>(97)</sup>は録音とする<sup>(98)</sup>。

90) 米国では相続法は州法で定められており、4州(ネバダ、フロリダ、インディアナ及びアリゾナ)で以前から電子遺言制度が導入されていたが、諸分野における州法の統一を促すことを目的とした統一法委員会(Uniform Law Commission)が2019年に統一電子遺言法(Uniform Electronic Wills Act)を公表している。これはモデル法であり、各州が立法化して初めて有効な法律となる。2026年3月現在、10州・法域(ユタ、ワシントン、ノースダコタ、コロラド、バージン諸島、ミネソタ、アイダホ、ワシントンDC、オクラホマ及びミズーリ)で立法化(enacted)されているほか、5州(バージニア、ペンシルベニア、ノースカロライナ、ニュージャージー及びケンタッキー)で提案(introduced)されている(「遺言の方式に関する海外法制について」(遺言制度研究会 参考資料3) p.1. (公社) 商事法務研究会ウェブサイト <<https://www.shojihomu.or.jp/public/library/2043/sanko3.pdf>>; “Electronic Wills Act.” Uniform Law Commission Website <<https://www.uniformlaws.org/committees/community-home?communitykey=a0a16f19-97a8-4f86-afc1-b1c0e051fc71>>)。統一電子遺言法に対しては、学説上、①制定の背景には、電子遺言の需要を創出しようとする企業によるロビー活動があった、②電子遺言作成のオンラインサービスを提供する企業は、法律上の助言をしないとしており、エステートプランニングの質が低下する、③通常的方式によっても、遺言者は自宅で認証遺言を作成することができる、④電子遺言の電子的記録は、自分で適切に管理し続けることが難しい、⑤第三者が遺言者のパソコンを不正に利用して、遺言や署名を偽造することが可能である、⑥タイプされただけのものを本人の署名だと証明するのは困難、⑦証人は、伝統的に遺言者を第三者からの不当威圧又は強迫から保護する役割を担ってきたにもかかわらず、物理的に距離があればその役割を果たせないおそれがある、⑧電磁的記録は容易にコピーできるので、どれがオリジナルで、どのデータを削除したときに撤回したとみなされるのか判断が困難といった批判があったとされる(宮本誠子「電子遺言の可能性と、遺言方式の見直し」『アメリカ法における相続プランニングと信託』(トラスト未来フォーラム研究叢書) トラスト未来フォーラム, 2023, pp.91-93. <<https://trust-mf.or.jp/pdf/books/94.pdf>>)。

91) カナダでも、司法行政は民事・刑事ともに州法の管轄とされる。諸分野におけるカナダ全体の法の統一の必要性に基づいて創設されたカナダ統一法会議(Uniform Law Conference of Canada)は、2015年統一遺言法(Uniform Wills Act (2015))において、電子方式で作成されたものも裁判所の法律適用免除権限(dispensing power)の対象となるとしていた。同権限は、死者が当該文書をその遺言として意図していたことを「明白かつ確信を抱くに足る証拠」によって裁判所が確認したときは、法律の定める遺言の方式との不一致を問題にせず遺言を有効としてよいとするものである。同会議は、2021年に、それまでの法律適用免除権限を通じた電子遺言の認容ではなく、電子形式で作成された遺言そのものを遺言の方式として認める、2015年統一遺言法(Uniform Wills Act (2015))の修正条文を採択し、各州に制定を勧告した。同修正前の2020年にブリティッシュコロンビア州で電子遺言について立法化されていたのに加えて、2023年にサスカチュワン州においても州法で立法化されている((公社) 商事法務研究会『遺言制度のデジタル化に関する調査研究報告書』2023, pp.59-62, 67, 75. (常岡史子執筆部分) 法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001418342.pdf>>; 「遺言の方式に関する海外法制について」同上, p.7; Uniform Law Conference of Canada, “Uniform Wills Act (2015) (as amended 2016; 2021).” <<https://www.ulcc-chlc.ca/ULCC/media/EN-Uniform-Acts/Uniform-Wills-Act-as-Amended.pdf>>; “Implementation by Jurisdictions of Uniform Acts, Uniform Rules, Model Acts or other Recommendations Recommended by the Conference 2000 – Present.” Uniform Law Conference of Canada Website <<https://www.ulcc-chlc.ca/ULCC/media/Civil-Section-documents/Implementation-by-Jurisdiction-of-Uniform-Acts-Updated-May-2,-2024.pdf>>)。

92) 1985年中華人民共和国相続法において録音形式による遺言が導入されていたが、2021年中華人民共和国民法典において、プリントアウト形式と録画形式による遺言の方式が追加された((公社) 商事法務研究会 同上, p.137. (王冷然執筆部分))。

93) 民法「第1067条(録音による遺言) 録音による遺言は、遺言者が遺言の趣旨、その氏名及び年月日を口述し、これに立ち会った証人が遺言の正確性及びその氏名を口述しなければならない」と規定する(訳文は、金亮完「遺言の方式をめぐる韓国の動向」水野紀子・窪田充見編集代表『家族と子どもをめぐる法の未来—棚村政行先生古希記念論文集—』日本加除出版, 2024, p.443.)。

94) 統一電子遺言法第5条第1項。(公社) 商事法務研究会 前掲注91), pp.13-14. (常岡史子執筆部分)

95) 2015年統一遺言法第1条において「電子遺言」とは「電子形式の遺言書」であること、「電子形式」の要件に「テキストとして読み取り可能なもの」であることが規定されている。

96) 中華人民共和国民法典第1136条、第1137条((公社) 商事法務研究会 前掲注91), p.148. (王冷然執筆部分)

97) 録画も録音に含まれるとされる(同上, p.111. (郭珉希執筆部分); 金 前掲注93), p.445.)。

98) なお、普通方式ではないが、台湾では「命の危急又はその他の特殊状況により、その他の方式で遺言をすることができない場合、下記方式の一つにより口授遺言をすることができる」とされ、その方式の一つとして録音方式が認められている(民法第1195条(「民法」全国法規資料データベースウェブサイト <<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=B0000001>>)。訳文は、清水秋雄「台湾の家族法の改正について」『二松學舎大学国際政経論集』

また、真意性・真正性の確保のための措置としては、遺言者の署名・電子署名（録音録画の場合を除く。）に加えて、各国とも証人の立会いを要件としている。

表9 中間試案の各案と外国法の電子遺言との比較

	日本				英国		米国	カナダ	中国		韓国
	中間試案 <sup>(注1)</sup>				1837年 遺言法	(2025年 遺言法草案)	統一電子 遺言法 (モデル 法)	2015年 統一遺言 法(モデル 法)	民法典		民法
	甲1案	甲2 案	乙 案	丙案							
媒体	電磁的記録 <sup>(注2)</sup>			印刷 文書	文書(印 刷可) <sup>(注3)</sup>	電子 遺言 <sup>(注4)</sup>	電磁的 記録 <sup>(注7)</sup>	電磁的 記録 <sup>(注10)</sup>	印刷 文書 <sup>(注12)</sup>	録音・ 録画 <sup>(注13)</sup>	録音 <sup>(注15)</sup>
署名・押印	不要 (or 電子 署名)	電子署名	署名	署名	署名	電子 署名 <sup>(注5)</sup>	電子 署名 <sup>(注8)</sup>	電子 署名 <sup>(注11)</sup>	署名	不要 <sup>(注14)</sup>	不要
口述	必要				不要	不要	不要	不要	不要	必要	必要
証人の 立会い	2人以上	不要 代替 措置		2人以上	2人 以上 <sup>(注6)</sup>	2人 以上 <sup>(注9)</sup>	2人以上	2人以上	2人以上	1人以上	
録音・録画	必要	不要		不要	不要	不要	不要	不要	不要	必要	必要
公的機関等 による保管	不要	必要		不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要

(注1) 法制審議会民法（遺言関係）部会「民法（遺言関係）等の改正に関する中間試案」法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001443958.pdf>> で甲1案、甲2案、乙案及び丙案が提案された。

(注2) 「電磁的記録」とは、特に明示しない限り、「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの」をいい、録音、録画により作成された電磁的記録を含まない」とされた（同上、p.1.）。

(注3) 第9条第1項(a)号「書くことによってされ（in writing）」は、「署名を除けば、自筆であることは特に必要とされない」とされる（（公社）商事法務研究会『遺言制度のデジタル化に関する調査研究報告書』2023, pp.155-156.（金子敬明執筆部分）法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001418342.pdf>>）。

(注4) 遺言法草案附則第2第1条第1項において、遺言の要件として要件A～Eのほか、電子遺言の場合には要件Fとして「信頼できるシステムの利用」（同第7条）が定められている。

(注5) 上記の「信頼できるシステム」が署名時に署名と署名者を結び付けるために利用されるとされている（遺言法草案附則第2第7条(a)号）。

(注6) 遺言法草案附則第2第6条第1項。法律委員会は、電子遺言においては、証人の立会い要件を遠隔地から映像伝送（例えばビデオ通話）によって満たすことも可能であると勧告している（Law Commission, “Modernising wills: Summary of the Report,” 2025.5.16, p.14. <<https://lawcom.gov.uk/publication/modernising-wills-summary-of-the-report/>>）。

(注7) 統一電子遺言法第5条(a)(1)

(注8) 統一電子遺言法第2条(5)

(注9) 遠隔の証人の電子的立会いでもよい（統一電子遺言法第5条(a)(3)(A)）。

(注10) 2015年統一遺言法第1条において「電子遺言」とは「電子形式の遺言書」であり、「電子形式」の要件に「テキストとして読み取り可能なもの」が含まれている。

(注11) 2015年統一遺言法第5条第1項

(注12) 民法典第1136条（（公社）商事法務研究会『遺言制度のデジタル化に関する調査研究報告書』2023, p.148.（王冷然執筆部分））

(注13) 民法典第1137条。録音形式は1985年、録画形式は2021年に導入された（同上、p.147.）。

(注14) 民法典第1137条において「遺言者及び証人は、録音録画の中にその氏名又は肖像、及び年・月・日を記録しなければならない」とされる（訳文は、同上、p.148.）。

(注15) 民法第1067条。なお、録画も録音に含まれるとされる（同上、p.111.（郭珉希執筆部分））。

(出典)（公社）商事法務研究会『遺言制度のデジタル化に関する調査研究報告書』2023を基に筆者作成。

13号, 2007.3, p.49. <<https://nishogakusha.repo.nii.ac.jp/record/1922/files/KJ00005511584.pdf>> によった。)。1985年の改正により、韓国民法の規定を参考にして、口授遺言に筆記方式のみならず録音方式も可能となったとされる（同、p.50.）。

英国においては、現行法上「書くこと (in writing)」(1837年遺言法<sup>(99)</sup>第9条第1項(a)号)が要件とされるが、署名を除けば自筆であることは特に必要とされず、遺言の全文をパソコンで作成して紙にプリントアウトしたものについて、それに署名等をするのでも、遺言としての有効性に問題はない<sup>(100)</sup>とされる。なお、2025年において、法律委員会<sup>(101)</sup>から、現行の方式要件の下では電子遺言が有効であるかどうかは明確でないとして、電子遺言に関する規定を新設することを勧告する最終報告書<sup>(102)</sup>が提出され、その中で新しい遺言法草案<sup>(103)</sup>が発表されている。

#### 4 要綱案の内容

中間試案に対するパブリック・コメント<sup>(104)</sup>においては、全般的にデジタル化の是非についての意見のほか、個別の案についての賛否があった。保管制度を利用する乙案、丙案への賛成が多数であり、証人や民間事業者を利用する甲1案、甲2案への賛成は一定数にとどまり、反対が相当数、多数となった。理由としては、保管制度の利用では遺言の真意性の確保、偽造・変造の防止、確実な発見についての担保があるのに対して、証人や民間事業者の利用ではこれらの担保が不十分という意見が多かった(表10)。

こうした意見を踏まえ、要綱案においては、甲1案と甲2案を採用せず<sup>(105)</sup>、乙案と丙案を採用し、「保管証書遺言」という新しい普通方式遺言として位置付けた。そして、①遺言者が、遺言の全文(電磁的記録にあっては、遺言の全文及び氏名)が記載され、又は記録された証書について、署名(電磁的記録にあっては、電子署名)を講ずること、②遺言者が、遺言書保管官の前で、その証書に記載され、又は記録された遺言の全文を口述すること、③当該遺言は、遺言書保管法の定めるところにより公的機関で当該遺言に係る証書を保管しなければ、その効力を生じないこととした。

<sup>(99)</sup> Wills Act 1837. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/Will4and1Vict/7/26/data.pdf>>

<sup>(100)</sup> (公社) 商事法務研究会 前掲注(91), p.156. (金子敬明執筆部分)。「目に見える (visible) 形で語によって表記されていることを意味し、紙媒体に書かれていることまでは必要とされない。したがって、テキストのファイルとして保存された遺言も…writingの要件を満たすと考えられる」とされるが(同, pp.155-156.)、1837年遺言法における現行の方式要件の下で電子遺言が有効となり得るかは明確ではないとされる(Law Commission, “Modernising wills: Summary of the Report,” 2025.5.16, p.13. <<https://lawcom.gov.uk/publication/modernising-wills-summary-of-the-report/>>).

<sup>(101)</sup> 法の体系的整備、簡素化及び近代化の促進を目的として法制度の見直しと必要に応じその改革の勧告をする常設の独立委員会、1965年法律委員会法により法改革委員会(Law Reform Commission)の後身として設置されたものである(河島太朗「イギリス議会における行政監視」『外国の立法』No.255, 2013.3, p.54. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8111647\\_po\\_02550005.pdf?contentNo](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8111647_po_02550005.pdf?contentNo)>).

<sup>(102)</sup> Law Commission, “Modernising wills: Final report,” 2025.5.16. <<https://lawcom.gov.uk/publication/modernising-wills-final-report/>>

<sup>(103)</sup> Law Commission, “Modernising wills: Final Report Volume II: draft Bill for a new Wills Act,” 2025.5.16. <<https://lawcom.gov.uk/publication/modernising-wills-final-report-volume-ii-draft-bill-for-a-new-wills-act/>>

<sup>(104)</sup> 「民法(遺言関係)等の改正に関する中間試案」に対して寄せられた意見の概要(民法(遺言関係)部会参考資料 13-2) 法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001449410.pdf>>; 「民法(遺言関係)等の改正に関する中間試案」に対して寄せられた意見(詳細版)(民法(遺言関係)部会参考資料 13-1) 同 <<https://www.moj.go.jp/content/001449409.pdf>>

<sup>(105)</sup> 不採用の理由として、甲1案については「偽造、変造のリスクや遺言を執行する場面における手続上の問題点など」(「法制審議会民法(遺言関係)部会第14回会議議事録」2025.11.18, p.1. (宮村関係官発言) 法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001455699.pdf>>)、甲2案については「電磁的記録の事後的な改変やなりすまし等…、関与する民間事業者の業務の適正やその認証、監督の制度についての懸念」など(「法制審議会民法(遺言関係)部会第13回会議議事録」2025.10.21, p.2. (宮村関係官発言) 同 <<https://www.moj.go.jp/content/001453472.pdf>>)が挙げられている。

また、遺言書保管法において、遺言書保管官<sup>(106)</sup>は、申請人に対し、本人確認のため、出頭を求め、必要な資料の提示・提供又はその説明を求めるものとするが、申請人からの申出があり、かつ、(遺言書保管官が)当該申出を相当と認めるときは、ウェブ会議の方法によって、その提示・提供又はその説明や遺言の全文の口述をさせることができるとした<sup>(107)</sup>。

表 10 パブリック・コメントにおける中間試案に対する主な意見

	甲1案(証人)	甲2案(民間事業者利用)	乙案(保管利用)	丙案(印刷・保管利用)
(条件付き含む) 賛成	一定数(個人1、団体5) ・2人以上の証人、録音録画は、真意性・真正性の確保に一定の有効性がある。 ・証人2人以上は、諸外国においても採用されている方式で、遺言制度の国際比較の観点からも相当。	一定数(個人4、団体4) ・民間事業者のサービスへの主務大臣による認定を前提として前向きな検討に賛成。	多数(個人7、団体19) ・立法事実の社会的要請に応えるもの。  ・公的機関の本人確認により遺言の真意性に一定の担保、偽造・変造の防止、確実な発見に相当な担保がなされる。	多数(個人4、団体12) ・印刷書面による遺言作成の需要が相当程度ある。
	・デジタル化が進行する時代潮流において遺言の作成を奨励するために有益である。			
反対	相当数(個人4、団体7) ・証人の立会いのみでは偽造のおそれや遺言が発見されないおそれが否定できず。 ・執行手続等で録音・録画を確認する時間がかかる。 ・現行の自筆証書遺言と比較して遺言者の負担大。	多数(個人6、団体11) ・現時点ではデジタル技術のみによって十分に真意性・真正性の担保措置を講ずることは困難。 ・「遺言作成サービス」に擬態した詐欺サイトの発生などのおそれ。	なし	一定数(個人1、団体5) ・全面的にデジタル技術を活用した方式を創設すべきである。
	・デジタル方式では筆跡鑑定が不可能であり、客観的な証拠が乏しい。また、オンライン環境では画面外で第三者が脅迫・誘導する可能性を排除できない。			
懸念	相当数(個人2、団体9) ・反対意見と同様の懸念。	一定数(個人1、団体6) ・反対意見と同様の懸念。 ・民間事業者の事業終了やセキュリティにリスク。		
	・電磁的記録の偽造等の審理が専門化・複雑化するおそれ。  ・現状の遺言制度は自筆の要求などアナログ要素によって遺言能力のない者による遺言作成を事実上不可能にしている。デジタル化等によりこの障壁が取り除かれ、「遺言能力なき者の遺言書」作成の懸念。 ・デジタル技術を使いこなせない者が陥るリスク(デジタルならではの新たな犯罪被害、予想外の誤記、読み違いなど)を考慮すべきであり、アナログ手法との併用等も必要。			

\* 意見提出団体は、一般社団法人信託協会、一般社団法人全国信用金庫協会、一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人日本相続学会、大阪司法書士会、神奈川県司法書士会、神奈川県弁護士会、株式会社 PGS、株式会社 ゆちょ銀行、企業法実務研究会、京都司法書士会、最高裁判所、札幌弁護士会、静岡県司法書士会登記法研究委員会、静岡県司法書士会民事裁判 IT 化対応委員会、社会福祉法人日本視覚障害者団体連合、主婦連合会、税理士法人レガシィ、全国司法書士法人連絡協議会、千葉司法書士会、東京司法書士会、東京弁護士会、日本行政書士会連合会、日本司法書士会連合会、日本弁護士連合会、兵庫県司法書士会及びリーテックス株式会社の 27 団体。(出典)「民法(遺言関係)等の改正に関する中間試案」に対して寄せられた意見の概要(民法(遺言関係)部会参考資料 13-2) 法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001449410.pdf>>; 「民法(遺言関係)等の改正に関する中間試案」に対して寄せられた意見(詳細版)(民法(遺言関係)部会参考資料 13-1) 同 <<https://www.moj.go.jp/content/001449409.pdf>> を基に筆者作成。

(106) 法務局における遺言書の保管等に関する法律(平成30年法律第73号)第3条

(107) 法制審議会民法(遺言関係)部会 前掲注(83), p.2.

なお、遺言の撤回については、中間試案において乙案、丙案について、保管の申請の撤回による遺言の撤回を認めるC案とこれを認めないD案が提案されていた。パブリック・コメントにおいては、撤回を認めないと不必要に相続人間に係争等を誘発する可能性があるとしてC案に賛成する意見<sup>(108)</sup>と、撤回にも厳格な本人確認が必要である以上、新たな遺言作成で旧遺言を撤回すれば足りるとしてD案に賛成する意見<sup>(109)</sup>が出された。要綱案においては、C案により、保管申請の撤回が認められることとなった<sup>(110)</sup>。

## VI 自筆証書遺言・秘密証書遺言の押印要件の見直し

遺言の押印要件については、前述のとおり、押印は、「遺言の全文等の自書とあいまって遺言者の同一性及び真意を確保するとともに、重要な文書については作成者が署名した上その名下に押印することによって文書の作成を完結させるという我が国の慣行ないし法意識に照らして文書の完成を担保することにある」<sup>(111)</sup>とされる。

ただ、以前から「立法者としては、氏名の下に押印するというそれまでのわが国の慣習に従ったまでのことであつたろうが、この点は今日強く再考を求められるべきものと思われる」、「自署と併せて押印をも要求することは今日の法的分野の趨勢からみても決して妥当ではなく、さらには、今日すでにならかなり一般化している、わが国社会生活における署名のみの通用性（たとえば、日常の銀行取引やクレジット・カードの使用）からみても、押印に強くこだわることは逆行であろう」<sup>(112)</sup>とされていた。

それに加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけに、規制改革推進会議において、「新しい生活様式により、不必要な出社や他者との接触の機会を減らすことが求められている中、書面のやり取りや押印等のために出社を余儀なくされるという事態ができるだけ生じないようにしていく必要がある」<sup>(113)</sup>とされ、政府において、書面規制、押印、対面規制の見直しが図られた。

そのような見直しの一環であるデジタル社会形成整備法において、外国で作成される領事方式の公正証書遺言及び秘密証書遺言の押印が不要とされた（Ⅱ 5（2）参照）。

今回の部会においては、自筆証書遺言及び秘密証書遺言の押印を不要とするかどうかについて議論され、中間試案においては押印要件を維持するものと押印不要とするものの両論併記とされた<sup>(114)</sup>。

パブリック・コメントにおいては、認印でよいとされており、押印には真意性・真正性を担保する機能は乏しく、それらの担保は全文や氏名等の自署により図ることができることに加え、昨今の押印廃止の流れによる押印をめぐる慣行ないし法意識の変容が認められることから押印

<sup>(108)</sup> 個人2件、団体15件（条件付き賛成を含む。）（「民法（遺言関係）等の改正に関する中間試案」に対して寄せられた意見（詳細版）前掲注<sup>(104)</sup>，pp.104-108.）

<sup>(109)</sup> 個人1件、団体2件（同上，pp.108-109.）

<sup>(110)</sup> 法制審議会民法（遺言関係）部会 前掲注<sup>(83)</sup>，pp.5-6.

<sup>(111)</sup> 最高裁判所第一小法廷平成元年2月16日判決 前掲注<sup>(52)</sup>

<sup>(112)</sup> 中川・加藤編 前掲注<sup>(1)</sup>，p.101.（久貴忠彦執筆部分）

<sup>(113)</sup> 「規制改革推進に関する答申」2020.7.2，p.16. 内閣府ウェブサイト <<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/toshin/200702/toshin.pdf>>

<sup>(114)</sup> 法制審議会民法（遺言関係）部会 前掲注<sup>(82)</sup>，pp.8-10.

要件の廃止を支持する意見<sup>(115)</sup>が述べられた。他方、押印は依然として下書きと完成品とを区別する機能を果たしているし、押印要件があることによる負担もそれほど大きなものではない、廃止による形式面での争いのリスクや改ざん・なりすましの懸念が高まる可能性を否定できない、押印廃止のメリットは見当たらないなどの理由から押印要件の存続を支持する意見<sup>(116)</sup>も述べられた。

要綱案においては、押印の機会の減少に伴って、押印さらには署名をめぐる慣行ないし法意識に変容が生じつつある<sup>(117)</sup>等の理由から、全ての遺言について、遺言者及び証人の押印要件を廃止することとされた。

## Ⅶ 特別方式遺言の見直し

特別方式遺言の見直しとしては、中間試案において、作成場面について、現行法の解釈を明文化する改正の提案が、作成方式について、録音・録画をすることを要件に証人の数を減らすという改正の提案がなされた（表 11）。

### 1 作成場面

まず作成場面については、中間試案において、一般隔離地遺言において現行の文言（「伝染病のため行政処分によって交通を断たれた場所に在る者」）に限らず、「一般社会との交通が事実上又は法律上自由に行うことができない場所に在る者」全てを含むとすることや、船舶遭難者遺言において現行の文言（「船舶が遭難した場合」）に限らず「航空機遭難や天災その他避けることのできない事変」も含むとすることを検討するとされている<sup>(118)</sup>。いずれも、解釈上認められてきたもの<sup>(119)</sup>を規律上明確化するものである。

パブリック・コメントにおいては、それぞれについて賛成する意見が述べられた<sup>(120)</sup>。

要綱案においては、一般隔離地遺言については、「作成場面に関する現行民法第 977 条の文言の解釈や運用を変更するものではないことなどを考慮し、現行の規律を維持するとの方向性」<sup>(121)</sup>に特段の異論がなかった<sup>(122)</sup>ことから現行規定を維持するとされた。他方、船舶遭難者遺言については、「急迫の危難」との文言の解釈の整理や法制上の観点からの指摘を踏まえて修正をして」<sup>(123)</sup>、「天災その他避けることのできない事変が発生した場合において、当該天災又は当該事変から生じた重大かつ急迫の危難を避けることが困難な場所に在って死亡の危急に迫った者についても、同様とする」とされた。

(115) 自筆証書遺言について、個人 4 件、団体 6 件、秘密証書遺言について、個人 2 件、団体 6 件（「民法（遺言関係）等の改正に関する中間試案」に対して寄せられた意見（詳細版）」前掲注(04), pp.112-114, 128-129.)

(116) 自筆証書遺言について、個人 2 件、団体 9 件、秘密証書遺言について、個人 1 件、団体 4 件（同上, pp.114-119, 129.)

(117) 「法制審議会民法（遺言関係）部会第 14 回会議議事録」前掲注(06), pp.19-20.（大野関係官発言）

(118) 法制審議会民法（遺言関係）部会 前掲注(82), pp.9-10.

(119) 中川・加藤編 前掲注(1), pp.169-170, 174.（宮井忠夫・國府剛執筆部分）

(120) 「民法（遺言関係）等の改正に関する中間試案」に対して寄せられた意見（詳細版）」前掲注(04), pp.131-136.

(121) 「法制審議会民法（遺言関係）部会第 15 回会議議事録」2025.12.9, p.21.（大野関係官発言）法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001456639.pdf>>

(122) 「法制審議会民法（遺言関係）部会第 16 回会議議事録」2025.12.26, p.12.（宮村関係官発言）法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001457076.pdf>>

(123) 「法制審議会民法（遺言関係）部会第 14 回会議議事録」前掲注(06), pp.21-22.（大野関係官発言）

## 2 作成方式

次に、作成方式については、現行法上、死亡危急時遺言では証人3人以上、船舶遭難者遺言では証人2人以上が必要とされているところ、中間試案において、録音・録画をすることを要件に証人1人以上（ウェブ会議可）で遺言を作成することができることを検討するものとされた。そして、その際に、遺言書の媒体として、文書の作成に代えて（文書ファイルとしての）電磁的記録を認めるか（甲案）、電磁的記録を認めず、文書とするか（乙案）、さらに録音・録画された電磁的記録を認めるか（死亡危急時遺言では後注案、船舶遭難者遺言では丙案）についても検討するものとされた（表11）<sup>(124)</sup>。

パブリック・コメントにおいては、一般的に、選択肢を増やしておく意義があるとして方式の新設に賛成する意見<sup>(125)</sup>が述べられた一方、死亡危急時遺言については、死期が迫り通常の状態でないような特定の高齢者を狙った犯罪等が行われる可能性もあるなどとして方式の新設に反対する意見<sup>(126)</sup>も述べられた。また、媒体については、様々な意見が述べられた<sup>(127)</sup>。特に、録音・録画された電磁的記録そのものを遺言とする案（後注案・丙案）については、一覧性・可読性がなく遺言内容が意味不明瞭となる懸念<sup>(128)</sup>が示された一方、船舶遭難者遺言が作成される場面（丙案）は死亡危急時遺言（後注案）と比べても極めて緊急性が求められることが想定され、遺言内容を文字情報で作成することすら困難な場面も考えられることから、例外的に遺言の全内容が録音・録画された電磁的記録を遺言とすることも許容し得るという意見<sup>(129)</sup>も述べられた。

要綱案においては、死亡危急時遺言について、「これまでの部会における検討内容を踏まえつつ、パブリック・コメントにおいても賛成する意見が寄せられた」<sup>(130)</sup>ことから、電磁的記録（甲案）及び文書（乙案）がいずれも採用された<sup>(131)</sup>。他方、船舶遭難者遺言については、「船舶遭難者や天災等に被災した者は、通常予期せずして遭難又は被災すると考えられることから、遺言者の最終意思を尊重すべき要請は高いとも考えられ、極めて緊急性の高い状況下で作成されることを踏まえますと、デジタル機器を用いた遺言作成を認める必要性は高く、その方式も他の特別の方式よりも緩和することが許容される」<sup>(132)</sup>として、録音・録画（丙案）が採用され、新たな方式として追加されることとされた<sup>(133)</sup>。なお、新しい方式の船舶遭難者遺言については、

<sup>(124)</sup> 法制審議会民法（遺言関係）部会 前掲注82, pp.10-12.

<sup>(125)</sup> 「「民法（遺言関係）等の改正に関する中間試案」に対して寄せられた意見（詳細版）」前掲注80, pp.142-145, 150-153.

<sup>(126)</sup> 同上, pp.147-148.

<sup>(127)</sup> 死亡危急時遺言について、甲案（電磁的記録）に賛成する意見は、個人1件、団体6件、乙案（文書）に賛成する意見は、個人1件、団体7件、後注案（録音・録画）に賛成する意見は、団体3件とされた（同上, pp.142, 143, 145.）。船舶遭難者遺言について、甲案（電磁的記録）、乙案（文書）、丙案（録音・録画）に賛成する意見は、いずれも個人1件、団体5件（内訳も同じ）とされた（同, pp.150-152.）。

<sup>(128)</sup> 同上, pp.145-146, 152-153.

<sup>(129)</sup> 同上, p.152. なお、文献にも、「豪雨の水害の際に SNS で連絡をとろうとした、観光船沈没事故の際、乗客が最後に親族と携帯電話でやりとりをした等の報道にも接する。そうした事例を踏まえると、デジタル技術を活用することで、緊急時にも、他人に作成させるのではなく遺言者自身で遺言を作成する方法があるのではないかも考えられる」とするものがある（宮本 前掲注38, p.498.）

<sup>(130)</sup> 「法制審議会民法（遺言関係）部会第13回会議議事録」前掲注80, p.32.（大野関係官発言）

<sup>(131)</sup> 法制審議会民法（遺言関係）部会 前掲注83, pp.6-7.

<sup>(132)</sup> 「法制審議会民法（遺言関係）部会第14回会議議事録」前掲注80, p.22.（大野関係官発言）；「民法（遺言関係）等の改正に関する要綱案のたたき台（1）」（民法（遺言関係）部会資料 14-1）p.25. 法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001451282.pdf>>

<sup>(133)</sup> 法制審議会民法（遺言関係）部会 前掲注83, pp.7-8.

表 11 特別方式遺言の見直し

	隔絶地遺言		危急時遺言			
	一般隔絶地遺言 (民 977)	在船者遺言 (民 978)	死亡危急時遺言 (民 976)		船舶遭難者遺言 (民 979)	
遺言者	伝染病のため行政処分によって交通を絶たれた場所に在る者 ※ 一般社会との交通が事実上又は法律上自由に行うことができない場所に在る者全てを含むという解釈を明文化	船舶中に在る者	死亡の危急に迫った者		船舶が遭難した場合において、当該船舶中に在って死亡の危急に迫った者 ※ 航空機遭難や天災その他避けることのできない事変が発生した場合において、当該天災又は当該事変から生じた重大かつ急迫の危険を避けることが困難な場所に在った者も同様	
方式	遺言書作成 (自筆以外可) → 遺言者・証人等の署名 → 押印		遺言の趣旨を口授 (通訳可) → 筆記 → 読み聞かせ (通訳可) ・ 閲覧 → 証人の承認 → 証人の署名 → 押印 → 家裁の確認	遺言の趣旨を口授 (通訳可 (遠隔可)) ・ 録音録画 → 甲案 電磁的に記録 ・ 乙案 筆記 → 読み聞かせ (通訳可) ・ 閲覧 → 遺言者の承認 → 家裁の確認 <sup>(注1)</sup>	口頭で遺言 (通訳可) → 筆記 → 証人の署名 → 押印 → 家裁の確認	口頭で遺言 (通訳可 (遠隔可)) ・ 録音録画 → 証人が 甲案 遺言の趣旨 ・ 乙案 氏名を 甲案 電磁的に記録 ・ 乙案 筆記 ・ 丙案 立会い → 氏名を口述 → 家裁の確認 <sup>(注2)</sup>
証人等の立会い	警察官 1 人、証人 1 人以上	船長・事務員 1 人、証人 2 人以上	証人 3 人以上	証人 1 人以上 (遠隔可)	証人 2 人以上	証人 1 人以上 (遠隔可)
録音録画・送信	不要			録音録画必要	不要	録音録画・送信必要 <sup>(注2)</sup>

(法令名の略称等) 「民」…民法、「家裁」…家庭裁判所

\* 太字は、法制審議会民法 (遺言関係) 部会「民法 (遺言関係) 等の改正に関する要綱案」(以下「要綱案」) 法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001455724.pdf>> において改正により現行法に追加。太字二重消し線は、要綱案において改正により現行法から削除。一重消し線は、法制審議会民法 (遺言関係) 部会「民法 (遺言関係) 等の改正に関する中間試案」(以下「中間試案」) 同 <<https://www.moj.go.jp/content/001443958.pdf>> において提案されたが要綱案で不採用とされたもの。

(注 1) 死亡危急時遺言について、録音・録画された電磁的記録を遺言書の媒体として認める後注案は省略した。後注案では、①証人 1 人以上の立会い、②遺言者が遺言の趣旨を口述、③証人が自己の氏名を口述、④遺言者が②及び③の状況を録音・録画、⑤遺言者が録音・録画の再生を閲覧してその内容の正確性を承認、⑥遺言者が⑤の状況を録音・録画、という要件が考えられるとされる (中間試案, p.11.)。

(注 2) 船舶遭難者遺言について、中間試案の丙案は、遺言の全内容が録音及び録画を同時に行う方法により記録された電磁的記録を作成し、証人の立会いを要件とする方式で、①証人 1 人以上の立会い、②遺言者が口頭で遺言、③証人が自己の氏名を口述、④遺言者が②及び③の状況を録音・録画により電磁的記録に記録、という要件が必要とされていた (中間試案, p.12.)。要綱案では、①証人 1 人以上の立会い、② (遺言者が) 口頭で遺言、③その状況を録音・録画により記録、④その記録を特定の者に送信、という要件が必要とされる (要綱案, p.7.)。要綱案では、「証人の氏名の口述」が削除され、「送信」が追加された。

(出典) 中間試案、要綱案を基に筆者作成。

証人の氏名の口述について、「遺言者が口頭で遺言する状況を録音・録画しており、証人の容貌が鮮明な程度に撮影されていたにもかかわらず、証人が自己の氏名を口述しなかったことをもって方式違反として無効とすることは妥当とはいえないとも思われる」<sup>(134)</sup>として、方式要件としては位置付けないものとした。他方、送信について、「真意性の担保の観点では、遺言者において…当該記録内容を他人に伝えて遺言として効力を生じさせる意思があったことが担保される」<sup>(135)</sup>ことから、口頭で遺言する状況を録音・録画により記録することに加え、その使用する電子計算機を用いてその記録を他人に送信することを方式要件としている<sup>(136)</sup>。

なお、押印要件については、特別方式遺言においても普通方式遺言（Ⅵ参照）と同様に廃止するものとされている<sup>(137)</sup>。

## おわりに

遺言は、「多くの社会で古くから認められてきた。しかし、その方式や内容、さらにその社会で遺言が果たした役割などは、歴史的にはさまざまなものがみられる」<sup>(138)</sup>とされる。遺言は、特に遺産の帰趨（すう）に重大な影響を及ぼすことから、その在り方によっては、相続の「争族」化を防止するものにも、それを助長するものにもなり得る。科学技術の進歩や社会慣行の変化等により、法律の前提条件も変わってくるので、それに合わせて法改正が行われることは不可避であるが、それによって少しでも円満かつ公正な相続がなされるようになることを願ってやまない。

（いしはら たかし）

<sup>(134)</sup> 「民法（遺言関係）等の改正に関する要綱案のたたき台（1）」前掲注<sup>(132)</sup>, p.28.

<sup>(135)</sup> 「法制審議会民法（遺言関係）部会第14回会議議事録」前掲注<sup>(106)</sup>, p.23.（大野関係官発言）。その他「他人に送信することを方式要件とすることにより、真正性の担保の観点では客観的な送受信履歴が残されることとなり、…場合によっては、電気通信事業者への調査嘱託等によって送信に用いられた端末の契約者情報や送信時刻等に関する情報を得ることも可能となる」（同）という理由も挙げられている。

<sup>(136)</sup> 法制審議会民法（遺言関係）部会 前掲注<sup>(83)</sup>, p.7.

<sup>(137)</sup> 同上 p.6.

<sup>(138)</sup> 中川・加藤編 前掲注<sup>(1)</sup>, p.2.（加藤永一執筆部分）